## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	マルティン・ルターの戦争観:一五二〇年代後半の対オスマン帝国関係文書を中心に
Sub Title	Luther's doctrine of just war and his writings on the threat of the Ottman empire (1526-1529)
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.84, No.1/2/3/4 (2015. 4) ,p.415(415)- 463(463)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第1分冊) 論文 西洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0415

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## マルティン・ルターの戦争観

## ──一五二○年代後半の対オスマン帝国関係文書を中心に

## 野々瀬 浩

司

であったキリスト教的な戦争観にどのような変化を与え果たして宗教改革は、中世ヨーロッパにおいて支配的

はじめに

に最も影響力のあった神学者であるマルティン・ルターに最も影響力のあった神学者であるが、ここでは一六世紀とのような連続性や相違性を持っていたのであろうか。どのような問いに答えるためには、様々な宗教改革者たこのような問いに答えるためには、様々な宗教改革者たいような連続性や相違性を持っていたのであろうか。とのような問いに答えるためには、様々な宗教改革者たいような連続性や相違性を持っていたのであろうか。とのような連続性や相違性を持っていたのであろうか。あるマルティン・ルターに最も影響力のあった神学者であるマルティン・ルターに最も影響力のあった神学者であるマルティン・ルターに最も影響力のあった神学者であるマルティン・ルター

考察することは、 四二~一五四五年)である。このすべての事例につい 難であり、ここでは中世の思想との差異がより明確に表 ヴァイク=ヴォルフェンビュッテル公領への遠征 帝侯などのシュマルカルデン同盟軍によるブラウンシュ 乱、⑥一五四二年にザクセン選帝侯とザクセン公との間 のヴュルテンブルク公ウルリヒの復帰問題に関連した戦 農民戦争、③一五二八年のパック事件、④一五二九年の きる。つまり、それは①一五二二~一五二三年のジッキ 究者によれば、 に起こったヴルツェンをめぐるフェーデ、⑦ザクセン選 オスマン帝国による第一次ウィーン包囲、 ンゲンなどが起こした騎士戦争、②一五二五年のドイ 特に次のような七つの事例などが確認で 紙面上の制約があることから非常に困 ⑤ 五三四

ヾルティン・ルターの戦争観

たい。実際にルターは、自己の置かれていた社会的状況

(一四八三~一五四六年) の戦争観を抽出することとし

から複数の戦争との関わりを持たざるをえなかった。研

れているもの、つまり異教徒との戦いである対オスマン

学

第八四

巻

第一-四号

文学部創設一二五年記念号

(第一分冊

帝国関係の著作に限定して分析したい。 なお一五三〇年 のトルコ人観やイスラム教理解に関

た最上位にある世俗権力としての神聖ローマ皇帝に対す 人について多く言及しているが、オスマン帝国と対決 前後以外にもルターは、イスラム教徒、 とりわけトル コ ターの戦争観を分析した研究は、 な研究蓄積が残されているが、 てはいない。そのほとんどの研究者は、ルターが中世 対トルコ戦争にお それほど多くは しては、 比較的豊

なされ it Ź ル

つまりオ 本稿 点や強調点は微妙に異なっている。 十字軍思想を否定したことでは一致しているが、その視

るルターの見方が一五三○年代には変化するので、

では考察の対象を、一五二〇年代後半の史料、

スマン帝国による一五二九年の第一次ウィーン包囲に関 マ た文献の中で最も古いものは、 私が調べた範囲内で、ルターの戦争観に関して言及し 第一次世界大戦中の一九

かしこれは、 一五年に書かれた〇・ 合理的な分析を行った研究書というよりも アルブレヒトのものであるが、

著作を執筆したので、その二つの史料を中心に分析する て』と『トルコ人に対する軍隊説教』という最も重要な オ n られたものである。その一年後にも戦争の不安な状況 ルターの戦争観が表れた様々な史料のエッセンスを、よ <sup>′</sup>短く自由な形態で説教風に凝縮して要約した文章で綴

戦争論よりも人々の道徳的 年代ごとの整理を行わずにルターの著作からの雑然とし た引用に基づいて自己の所見を述べたものであって、

インがルターの戦争観について考察しているが、これも

アンスバッハの牧師であるヘルマン・シュタインラ

想史研究として学術的には不十分な成果しかもたらして

今回は主な分析対象とはせずに、参照す 悔い改めを促すことに力点が置か

くして、対オスマン帝国戦争に関連した二つのルター いない。さらに、 第二次世界大戦が勃発してからしばら

これまでルター 究が公刊された。 ルマン・ランパルター は 対 トル

その論点や問題点について指摘したい。 次にルターの戦争観に関する研究史を簡単に概観

るだけにとどめた。

改善の

不足を糾弾し、

五四一年に公刊された上に、

れている

ルティ

係した著作に絞ることとする。

以上のような事情を踏まえて、一五二〇年代後半に

ン・ルターは、『トルコ人に対する戦争につい

スマン帝国問題に関わるルターの三大著作の一つといわ ことを通して、彼の戦争観を明らかにする。従って、

で、

『トルコ人に対する祈りについての戒め』は

れているので、

ントは、 を持った戦争を拒絶したことを明らかにした。さらにリ それと比較しながら、 ト・リントは、 キリスト教的信仰の根本原理の銘記、 合することに対して厳しく批判して、聖戦や霊的な目的 を綿密に分析し、ルターが神の国と世俗の国の秩序を混 いう五つの宗教的な要素を指摘した。そして、リヒャル る神の裁き、 世俗秩序とそれへの服従という視点から、 悔い改めの説教、 中世の十字軍思想を幅広く考察した上で、 ルターの対オスマン帝国関係文書 絶え間ない祈りの喚起、 終末論的な意識と ル

戦争におけるルターの立場を考察して、

人間

この罪に対す

シュは、 士論文として提出したプレッシュの研究である。プレッ 較を行った結果、 哲学者たちの正戦論を概観して、 念を詳細に分析した上で、代表的な教父や中世のスコラ 合的に考察したものは、 今日においてもルターの正戦論を最も幅広い視点で総 中 の類似性を明らかにした。 世 ルターにおける神の義や人間の義などの義の概 いから キリスト教思想史の中でルター 戦争を是認する際の根拠に関して、 一九五五年にグラーツ大学に博 確かにプレッシュの研 ルターの戦争観との比 0 正戦 両

明

?確に提示した。

ターが対オスマン帝国戦争を肯定した際の思想的根拠を

持っている。 特有の新しい部分を見過ごしている点において課題を やスコラ哲学者など)との連続面のみを強調し、ルター に、中世の思想(アウグスティヌスに加えて教会法学者 るが、しかし十字軍思想に対する考察をほとんど行わず 論を位置づけたという点において多くの意義を持って

は、ルターがどのように正しい戦争と不正な戦争を区というのである。一九八〇年に現れたエルトマンの研というのである。 場に立っていることを指摘した。またクンストによれば、 クィナス、 能性を示唆した。その上でエルトマンは、トマス・ア 合によってそれが内乱 人に対して、キリスト教徒として従軍することを認め 戦争は専ら世俗国家によって遂行されるべきだという立 た思想として、 戦争と関係したルターの著作を分析し、それらに共通し ンストの研究は、 けしたのかについて考察した上で、攻撃的な戦争を否定 ルターは、市民としての義務を果たすという意味で、軍 東西冷戦期の一九六〇年代後半に現れたヘルマン・ 防衛戦争のみを容認したことなどを指摘したが、 近世スペインの神学者たち、 ルターがキリスト教的な戦争を否定 オスマン帝国との戦争を含めた四つの (Volkskrieg) にまで発展する可 グロティウス、

ルティン・

ル アター

の戦争観

学

第八四

巻

第一-

四号

文学部創設一二五年記念号

(第一分冊

置づけようとしたが、 較しながら、 マキャヴェッリ、 キリスト教思想史の中でルターの立場を位 フィヒテなどによる議論と概略的 戦争に関する現代的な視点を議 に比 二一世紀に入り、

て若干の難点が認められる。 の中に取り込みすぎている点において、 思想史研究とし

正しい戦争という問題に対するルターの立場を考察

論と比較しながら、 たアンドレアス・パウラスは、 ルターとの間に相違点だけではなく 中世のスコラ哲学の 正戦

事情についてあまり言及せずに、 による第一次ウィーン包囲に関連したルターの戦争論 論的に言及している。ただし彼の研究は、 多くの類似点を指摘したが、 ルターの個々の著作の 幅広い史料を用い オスマン帝 , て総 成立 国

教徒 有な思想的特徴を抽出する視点に乏しい。ルター研究の焦点を絞ったものではないために、この時期の史料に特 との関わりについての研究を残している。 その結果ブレ ル 泰斗であるマルティン・ブレヒトも、 ルター jレ コ問題との関係を時系列的に追いながら、イスラム の戦争観に焦点を絞ったものではなく、 コ人に対するル ヒトは ルター ター -が当初からオスマン帝国 の立場を明らかにした。 ルター 彼の研究は、 とト ル -ルコ人 ターと

対する十字軍思想を否定して、

侵略者に対する軍事防衛

記

た。 (③) を専ら世俗的な課題であると見なしていたことを明 り鮮明に顕在化するにつれて、ルターのイスラム観や キリスト教とイスラム教の対 立

が

ょ

判的態度の本質を、 る情報源を明示した上で、その宗教に対するルターの批 の状況を概観し、 イスラム教に対するヨーロッパ人の見方やオスマン帝 てきた。アダム・S・フランシスコは、一六世紀までの ルターが取得していたイスラムに関 終末論的な歴史観に影響を受け

トルコ戦争における態度に関する総合的な研究が

た。グレゴリー・ミラーは、ルターの戦争論とそれ以対して剣を用いて戦う正戦を肯定した立場を明らかに ランシスコは、 して違法な者を罰するように、 応には必ずしも反対せず、 否定しながらも、 ルターが伝統的な十字軍思想の正当性 オスマン帝国の侵攻に対する軍事的 世俗の公権力が司法権を行 外国からの侵略者たちに

神学的・護教論的なものと見なした。その関連の中でフ

ら遠ざけた点において、教会に対して国家の権限 **|繋がることを指摘した。ルターと戦争との関連につい** が十字軍や聖戦を否定し、 聖 |職者の影響力を戦争か の拡大

ター

のものとを比較して、

その中世的性格を強調したが

治の最高目標である世俗的な平和、 シュトュームケは、 中でその平和理解について詳細に探求した。その結果 ルターが残した著作を総合的に分析し、政治倫理の枠の た平和論や暴力論に関する膨大な研究史を踏まえた上で、 カー・ 人間的な罪の表現形態から解放された心の中の内面的な シュトュームケであり、 ルターの政治倫理には、 彼はこれまでなされてき ②憎悪や貪欲などの ①地上の政

て最

も大規模な思想史的

研究を行ったのは、

フォ

ル

0

平和、

③神によってのみ実現可能な天国の平和という三

つの概念があることを明らかにした。

と判断したが、 が、イスラム教徒批判や反教皇的な立場の表明ではなく、 悔い改めを核とする福音主義的な信仰論の提示にあった である宮庄哲夫氏の論考は、 る戦争について』を詳細に考察し、その主要な執筆意図 この問題に関する邦語で残された実質的に唯一の 重要な先行研究をあまり多くは参照して ルターの『トルコ人に対す 研究

口 反映してきたことは間 事件やイラク戦争に象徴されるような文明の このように研究史を俯瞰すれば、 究には、 研究者の生きた時代の問題意識や立場が 違いない。 とりわけ九 ルターの戦争観をめ · 一一のテ 衝突が深

ない点などにおいて検討の余地がある。

刻化 十字軍思想との関わりが中心に議論され、 となりうるものと思われる。これまでの複数の研究では 観を分析することは、そのような問題提起に対する明 いについて再考する必要性が生じている。 な解答へと至るための貴重な題材の一つを提供する契機 戦争観とは何か」という原点に立ち返った根源的 しつつある現在においては、「そもそもキリスト 戦争に対する ルター 0 な問

いう問 を与えたのか、 らされた新しい思想が、 響を与えたのかという視点が、一部の研究を除けば、 察すべきか、 中世の思想との断絶面と連続面をどのように総合的に考 ける。具体的にはアウグスティヌスやトマス・アクィナ 位置づけるのかという観点がやや不足している印象を受 キリスト教思想史全体の中でルターの立場をどのように る。西ヨー る分野に関して、 しいことが挙げられる。 スの正戦論との関係はどのようであったのか、 .題についてより実証的に考察することが求められ ロッパでは一六四八年以降、スイスで起こっ さらには次の時代の戦争観にどのような影 あるいはそのどの部分を継承したの 従来の中世的な思想にどのような変化 戦争観という社会秩序に直 つまり、 宗教改革によってもた あるい

た二つのフィ

ル

メルゲン戦争

(一六五六年、

七一二

史

のような戦史上の変化に宗教改革がどのように関わって 事的衝突はほぼ消滅 W るのかについても考えてみたい。 を除けば、 宗教戦争の性格を強く帯びた大規模な軍 Ĺ 戦争の世俗化が進展したが、 そ

第一章

中世末までのキリスト教に

おける戦

争観の概観

―アウグスティヌスとト

マス・アクィナスを中心として―

代の戦争観や十字軍思想についても言及しながら、 した著作を起草した際の時代背景や社会情勢を明らかに に考察する。 アウグスティヌスとトマス・アクィナスの戦争論を中心 ト教における戦争観の変遷を概観 示するために、第一章では古代から中世末までのキリス を進めることにする。まず議論の前提としての知識を提 を分析するにあたって、ここでは次のような構成で議 以上のような問題提起に基づいてルターの残した史料 第二章では、 ルターがオスマン帝国に関係 ĺ 原始キリスト教時 特に

論

変容してきたのである。 異、 教えと古代ユダヤ人による激しい戦争の叙述が認められ やかな内容と旧約聖書の好戦的な記事との間の大きな差 のではなかったことと関係する。 が政治的対立や社会問題を解決するために編纂され き出す際には、大きな困難が生じる。それは、本来聖書 論を正しく位置づけることが可能だからだ。そもそもイ 通してはじめて、 み出す要因となり、そして、 ることは、キリスト教世界内における多様な戦争観を生 エスやパウロの思想から、戦争に関する明確な立場を導 について簡単に概観する。なぜなら、そのような作業を 前にキリスト教世界ではどのような戦争観があったの ここでは宗教改革期の戦争観を分析する前に、それ 特に敵への愛や非暴力を説く寛容で柔和なイエ 歴史的な流れの中で宗教改革期の戦争 それは時代によって大きく しかも、 新約聖書の穏 ースの たも

観をどのように明確に分類できるのかという重大な問題 キリスト教の長い歴史の中で存在してきた様々な戦 解明したい。

察し、最後に第四章では、

のようなタイプの戦争を不正と見なしたのかについて考

を提供したい。それに基づいて、

第三章では

ルターがど

個々の史料の執筆意図などの史料分析に必要な情報

ン帝国との戦争を肯定し、

正当と見なしたのかについて 彼がどのような意味でオスマ

き戦争肯定論という二つのカテゴリーに分けた。戦争全 付き肯定論に属する。 の戦争全面肯定論とは、戦うことそれ自体を賛美するも 再洗礼派、 であり、 平和主義、 史の整理などの大きな困難が予想されるので、ここでは きだとというのである。 られた合法戦争という三つのカテゴリーに分けられるべ い戦争」は、 ここで分析対象となっているルターの立場は、この条件 張する立場に立つものであり、その内実は多様である。 条件付き戦争肯定論は、本来戦争は回避すべきものだが、 ンや幾つかの騎士文学などに見られる。そして、最後の ので、具体的には中世の吟遊詩人ベルトラン・ド・ボル 面否定論とは、暴力や武力の行使すべてを否定するもの い。山内氏は欧米の戦争観を、 「正しい戦争」と「不正な戦争」を区別する必要性を主 ッパ的な観念としての正戦、 に山内進氏とベイントンの分類を紹介するにとどめた 解決には、 例えば原始キリスト教時代の人々、エラスムス、 クエーカーなどにその思想が認められる。 ②戦争全面肯定論 ①神との関係で正当化される聖戦、②ヨー 膨大な史料の編集作業とそれに纏わる学説 しかも山内進氏によれば、「正 特にこの分類で注意すべき事項 · 絶対的主戦論、③条件付 ①戦争全面否定論・絶対 ③国際法的に合法と認め 次 L

> 点が挙げられる。 学的あるいは法学的概念であるという前提に立っている 感性的な概念であるのに対して、後者は西洋に固 と「正戦」 としては、「正しい戦争」 (righteous war, good war) (just war) を区別し、 前者がより一 般的 有な神

いる。ベイントンによれば平和主義は、論は、平和主義、正戦、十字軍という三 プレッシュの分類がある。彼は、 も見られるというのである。なおその他に、 ミュンツァーや改革派、そして後のクロムウェル 引き継がれている。最後の十字軍思想は、 トリック教会だけではなく、ルター派や英国国教会 アンブロシウスとアウグスティヌスに始まり、 というのである。次のキリスト教における正戦の思想は、 派、そしてクエーカーやブレズリン派へと流れてい ラスムスなどの人文主義者、宗教改革期における再洗礼 中世ではヴァルド派などの諸分派、 時代の教会の立場に加えて、初期の教父、マルキオン、 ッパにおける正しい戦争に限定した議論ではあるが、 それに対してベイントンの分類によると、 『源を持ち、中世だけではなく、近世にはトマス 正戦、十字軍という三つに分けられ ①神の直接的な命令に ルネサンス期には 原始キリスト教 旧約聖書にそ 西欧 それは 中 ·世ヨー の中に 0 、った 戦

口

0

淵

学

第八四

巻

第一-

四号

文学部創設一二五年記念号(第一分冊

課題としたいが、このような区分は多様な事実を整理す 令に基づく戦争という三つの区分を行っている。どのよ 依拠した戦争、 うな分類がより適切であるのかについては、今後の研究 よる戦争、 ②神によって望まれた秩序としての自然法に ③神から刑罰権を賦与された公権力の命 中で軍務につく者は、 録一〇章)。

戦争に対する明確な見解を持つ必要性が信徒たちには基 きく変貌したといわれている。 る際に役立つので、ここで簡単に紹介した。 古代キリスト教の戦争観は、 原始キリスト教社会では 四世紀初頭を境にして大

本的に乏しかった。

口

ーマ帝国内では少数派であった時

代のキリスト教徒は、政治や軍事の問題に深く関与する かった。当時多くの信徒は、 体としては戦争への参加に対してはあまり積極的ではな 的で平等な愛を尊重し、暴力を嫌い、殺人を否定し、 ことなく生活することが可能であり、 イエスの生き方を模倣して、 敵をも愛する普遍 全 れることには、 軍隊生活の中でローマの神々への生け贄や礼拝を強いら 偶像崇拝の危険性があったのである。

悪に対して暴力を用いて戦うよりも、 の中に軍人(百人隊長や兵士)の存在が確認できる 書の中には兵士という職業に好意的な記述が幾つか見ら ることこそ理想的な在り方だと考えていた。ただし、 イエスや洗礼者ヨハネやペテロの信奉者 七章一~一〇節、 善のために殉教す 使徒言行 (IV 聖 とった者が存在した。 よるキリスト教の公認 教徒が軍務に携わることに反対ないしは消極的な態度を タンティウス、ヒッポ しかし、 リュトスなどのように、キリスト (三一三年)以来、

しかしながら、 比較的少数であり、 初期キリスト教期に信徒

がローマ軍に入隊していた証拠が確認できるという指摘 る。あるいは、一七二年になってはじめてキリスト教徒 る者やそのために殉教した者に関する史料も残されてい 兵役を忌避

ては、様々な要因が想定されているが、基本的にはロー が散見される。軍事的な行為に対して、教会がそのよう に消極的な(少なくとも曖昧な)態度をとった背景とし

が大きく影響していた。しかも、キリスト教徒にとって マ帝国自体がキリスト教徒を迫害する存在であったこと

織であり、その軍旗は崇拝の対象とされる可能性が高く、 ローマ軍は、あくまでも異教的な宗教性を帯びた軍事組

ばタティアノス、テルトゥリアヌス、オリゲネス、ラク 父に代表される初期の宗教的指導者たちの中には、 例え

コンスタンティヌス大帝時代のミラノ勅令に そのような立

カによる福音書三章一四節、

例えば、

隊から閉め出してしまったのである。 (3) 釈もある。 化が進行したのである。なお、この条項に関しては兵役 二世(在位四〇八~四五〇年)は、 できるが、 がキリスト教徒にとって当然の義務になったことは確認 に国家権力と結びつき始めたキリスト教の世俗化と軍事 た兵隊の破門が議決されたことに見られるように、 教会会議の第三条で、平和時に武器を投げ捨てて脱走し う必要性が生じてしまった。 信じる者として平和を維持するための軍事的 また、 脱走兵の破門までは規定していないという解 四一六年に東ローマ皇帝テオドシウス 例えば、三一四年のアル 非キリスト教徒を軍 な役割を担 場は大きく転換し、キリスト教徒が支配体制内の宗教を

う見解が多くの研究者に支持されている。また、この二 教義として論じられたものではなく、 大の教父であるアウグスティヌスの戦争論は、 人の偉大な教父の戦争観には、古代ローマの哲学者キケ 四三〇年)がキリスト教会に正戦論を定着させたとい その影響を受けたヒッポ司教アウグスティヌス (三三九頃~三九七年)がはじめて正戦を明確に承認し からの影響が指摘されている。古代末のキリスト教最 そのような状況の中で、ミラノ司教アンブロシウス 具体的な歴史的状 体系的 (三五四 な

> 愛を要求するより内面的なものと考えられ、戦争に対 書問題論集』の中に表れている。基本的にアウグスティ 簡』、『ダリウス宛書簡』、『説教』、『神の国』、『モーセ 的にそれは、『自由意志論』、『マニ教ファウストゥス駁 況の中で必要に迫られて生み出されたものであり、 ヌスの戦争観は、 論』、『マルケリヌス宛書簡』、『ボニファティウス宛書 好戦的なものではなく、平和を希求し、

いる。つまり彼は、キリスト教徒の兵士が、

常に平和

る強い拒否的な姿勢を前提にしてその議論が展開され

ル

彼は、 的な次元での正当な殺人や武力行使を容認し、兵士に対 書の神を批判したマニ教徒ファウストゥスに対して れに加えて、アウグスティヌスは、 世紀末から教会や国家の防衛の重要性が増していた。 ストによる騒乱、 完全な平和は終末の時にはじめて到来するという悲観 獲得という目的のために存在すると見ていた。また彼は く反論する必要性に迫られていた。そのような状況下 ゴートやヴァンダルなどのゲルマン人の侵入、ドナテ な社会観に依拠して、 戦争は・ 人間の過ちゆえに必要なものと見なし、 西ローマ帝国の瓦解などによって、 戦争について論じたのである。 戦争を命じる旧約 そ 兀 1 西

して罪のない人を守るために戦う義務を唱えた。

四

学

第八四

巻

第一-

四号

文学部創設一二五年記念号

(第一分冊

原罪 それを可能な限り抑制するための論拠が求められたので の結果、 平和な状態が崩れて不和や紛争が発生し、 ついて議論した際に、

ある。 とって必要不可欠なものであるという前提の上に、 の善は低次なものとしながらも、条件付きで戦争を肯定 持するためには、 アウグスティヌスは、 世俗国家は利己的な本性を持つ人間に 人間社会における秩序を維 地上

者ではないというのである。ただし、戦争によってもた した。彼にとっては、 戦争で敵を殺す兵士と死刑判決を執行する刑吏は殺人 軍隊の原動力は愛徳であり、 正し

スは、平和こそが戦争の目的であるとして、平和を保障 らされる悲惨について深く認識していたアウグスティヌ

する正当な目的がある時のみ、戦争の正当性を認めた。 研究者によれば、アウグスティヌスが戦争を肯定する ①神自身が命じている場合、 ②神が命じていな

う三つの基本的立場が認められるというのである。 威と正当な理由だけでは一時的な正しさにすぎないとい しい意図と正しい愛がある場合、 くても合法的な権威によって、 正当な理由があって ③しかし、合法的な権 しか

争を否定した。アウグスティヌスが戦争における正義に

中

る侵略戦争に対しては反対し、

アウグスティヌスは、

過去にあったローマ帝国によ

名誉欲や虚栄心による戦

不正義を是正するための戦闘を正しい戦争であると定義 基本的に敵対する側の侵害という

家に対する戦争と、②不正に占有されている財産を返却 員の犯した悪事に対して賠償を支払うことを拒否した国 に対して攻撃的な戦争が肯定されるためには、①その成 正行為を防止し、それを罰することにあるとした。それ した。防衛戦争の場合に彼は、 正戦の目的は侵略者の

グラティアヌスの『教令集』、トマス・アクィナスなど なアウグスティヌスの考えが、セビリアのイシドルス、 あくまでも世俗国家の支配者であると考えた。このよう したのである。そして彼は、正しい戦争を行う主体は、

せずにいる国家に対する戦争という二つのケースを想定

をはじめとして、戦争に対する中世のキリスト教会の姿

正 勢に大きな痕跡を残したことは間違いない。さらにその 神の意志や命令が尊重されている点などにおいて、 にも及んでいる。 遺産は、 宗教改革の主要な指導者にも引き継がれ、 確かにアウグスティヌスの正戦論には

それが軍事的な手段を伴う宗教的 熱狂主義とはほど遠

へと発展する可能性を内包していたが、しかしながら

性質のものであったことは、注目すべき点であろう。(※) 世 日 ] 口 ッパには、 キリスト教徒同士 の戦争 Þ

F)やレコンキスタ(ヒーー~一四九二年)こ見られるフェーデだけではなく、十字軍(一○九六~一二九一

れ、 とは異なり、十字軍には、 軍思想には、 に対して遂行された聖戦としての色彩が強かった。 理人である教皇によって提唱された点で、イスラム教徒 ように、 やレコンキスタ(七一一~一四九二年)に見ら 山内進氏によれば、その根源の一つにはキリスト教 異教徒との戦闘が行われた。それ以 共存ではなく、 世俗権力主導ではなく神の代 排除や浄化の思想が認めら 前の正 十字 戦 れ

が生み出された。ここでウルバヌス二世は、「聖戦」「クレルモンの神秘」と呼ばれる民衆の集団的熱狂状態ス二世(在位一〇八八~一〇九九年)の演説によって、

(praelia sancta) という言葉をより明確化したとい

われ

あ る<sup>34</sup>。

の純化を求めたグレゴリウス改革が存在するというので

一〇九五年のクレルモン教会会議で教皇ウルバヌ

こ、星也の異なは申)このの三€のは、こうに神の寒で害を嘆き、その聖地が汚染されているという認識に立っ異教徒による聖地エルサレム占領とキリスト教徒への迫ている。彼は東方でのキリスト教徒の苦しみを強調し、

思想的背景を総括することは、容易な作業ではないが罪の償いは免除されると力説した。十字軍という運動り、それへの参与は罪の赦免をもたらし、これによっ、聖地の解放は神のための正義の戦いとして神の業で」を嘆き、その聖地が汚染されているという認識に立っ

論 る と、④これまで犯してきた罪の贖宥、 行うべきこと、つまり神の平和と十字軍を結びつけたこ のキリスト教徒への救援の必要性、 ①トルコ人の侵入と東方のキリスト教徒の苦難 なくとも以下の七つの要素が認められる。 その提唱者であったウルバヌス二世 の不正な内戦の代わりにトルコ人に対する正しい ③キリスト教徒相 一の演説 ⑤東方の富 つまりそれ 0 中には、 戦争を

の解放というウルバヌス二世の主張には、キリスト教世先導者であることである。東方教会のイスラム支配からものによっても出発を延期すべきではないこと、⑦神が

掠奪品への期待、

⑥家族や財産への愛着などのい

かなる

界の再統一という意図が確認できるが、

異教徒に対する

あったが、しかしながら、ウルバヌス二世の訴えの中では宗教だけではなく社会の中で根づいていたものでも識、感情、先入観、精神志向などの複合物であり、それ識、感情、先入観、精神志向などの複合物であり、それを という理念も存在する。確かに全キリスト教的共同社会という理念も存在する。確かに

関係し、十字軍遠征での戦死は殉教あるいは天国に入るキリストの戦士による対異教徒戦争という思想の形成が呼びかけたことにあった。その背後には武装した巡礼や

最も影響力を及ぼした要素は、

贖宥行為としての戦争を

四二五(四

史

学

第八四

巻

第一-

四号

文学部創設一二五年記念号(第一分冊

礼の思想と教会の奉仕としての聖戦の理念とは、それぞ ための確実な保証と見なされていた。元来、 n 異なる思想的系譜に属していた。 聖地への巡 ならず、攻撃相手に罪がある場合に容認されうると考え 要であり、 正しい戦争とは不正を罰するものでなければ

十字軍時代の後半に活躍した、最大のスコラ哲学者で

あるトマス・アクィナス(一二二四~一二七四年)は、

めの三つの条件を提示した。まずトマスは、戦争を引き述し、不正な戦争と正しい戦争を区別し、正戦であるた 大全』第Ⅱ・Ⅱ部第四○題でトマスは、戦争について記 リスト教思想を体系化させた人物として位置づけられる 起こすことは、私人に属する仕事ではないという理由 が、彼の戦争論も後世に重大な影響を及ぼした。『神学 アリストテレスの哲学とキリスト教を融合させ、中世キ か

に属していることを意味する。ここでトマスは、 維持するという課題を担っている国家に関わる公的領域 欠と考えた。これは、 繁に行われたフェーデに対する批判的態度が垣間見られ 及してはいないが、世俗君主によって遂行された正戦を によって主導された十字軍の是非については明確には ら、開戦には君主の権威(auctoritas principis)が不可 いている。 またこの箇所からは、 戦争に纏わる諸問題が、共通善を 世社会で頻 聖職者 言

Heilsfürsorge)

であると同時に、

神の栄光を守るため

らないと主張した。つまり、正しい戦争を行ってい 回避などの正当な意図(intentio recta)がなくてはな た。最後に彼は、戦争を実行する人に、善の助長や悪の

人々は平和を意図するというのである

らである。聖職者が直接手に武器を取って戦闘すること 祈ることであって、殺人や流血はそれに相応しくない には出さず、聖職者には交戦権を認めなかった。 基本的にトマスは、戦争における宗教的な理由 聖職者の本来の仕事は、神を賛美して人々のために を前 面

ら、

は許されず、

彼らは正戦を行っている者を奨励や赦しに

とされた。確かにトマスは、人間社会における平和 よって援助する「霊的戦争」のみに関わることができる への愛と隣人愛の業としてのみ成立しうると考え、

を神の似姿の救済のための行為(Akt gottebenbildicher

ていたトマスの正戦論には、 の行為として認識し、そこに信仰上の意味を見ていたが しかしながら、 異教徒に対する比較的寛容な態度を示し 聖戦の観念はほぼ認めるこ

とはできないという指摘がなされている。 逆に、 不当な

次に彼は、

正戦には正当な原因

(causa justa)

が必

征服 からのキリスト教徒の解放として、教会による十字

的判断は難しい。少なくとも戦争一般の無制限な拡散化 とは大きく異なることは間違いない。 を未然に阻止しようとしたトマスの正戦論には、 軍やレコンキスタの根拠づけを行ったと見る見解もあり として政治を悲観的に見ていたアウグスティヌスの思想 対するポジティブな観念に依拠していた点は、 求する態度が見られる。トマスの戦争観が政治や国家に 主の仕事としての共通善の保全のために秩序や平和を希 響に加えて、アリストテレスの政治哲学に基づいて、 スティヌスの著作やグラティアヌス『教令集』からの影 現段階で聖戦に対するトマスの立場に関する明確な学術 罪の所産 アウグ

世紀に教皇の権威が衰退し、宗教改革によって聖書解釈 ス・カサス(一四七四~一五六六年)やサラマンカ学派 ターとカルヴァンは、 が俗人にも容認されると、様々な戦争観が登場すること よるインディオに対する征服戦争が問題になると、 :戦争論にその痕跡を認めることができる。なお、一六 このようなトマスの戦争観は、近代初期にスペインに 例えば公権力に認められた宗教改革者であるル 条件付きで正しい戦争を認めたが、 ラ

*ا*ر

な思想を展開したのである。

的

第二章 一五二〇年代におけるオスマン帝 の脅威をめぐる情勢とルター

1) ] ぐってコニャック同盟などに対する緊急な対応に追われ 撼させた。さらにオスマン帝国は、一五二六年にハンガ そして、スルタンのスレイマン大帝(在位一五 ていた皇帝カール五世 リー王ラヨシュ二世 も及ぶ攻防戦の末それを陥落させ、 たスレイマン一世はベオグラードを占領し、一五二二年 積極的に実行された。一五二一年に「壮麗王」と呼ばれ 局面が始まり、地中海沿岸と中央ヨーロッパへの進出 五六六年)のもとで、オスマン帝国の拡張政策の新しい ルーク朝を滅亡させ、東地中海にその領土を拡大した。 ノープルを占領して以降、一五一七年にエジプトのマム にヨハネ騎士団の根拠地ロードス島を包囲し、 ーチの戦いで破り戦死させ、ブダまで進軍し、ハ 四五三年にビザンツ帝国を滅ぼし、コンスタンティ 一三世紀末にアナトリアで誕生したオスマン帝国 中 南部を支配下に置いた。当時イタリア問 (在位一五一六~一五二六年) をモ (皇帝在位一五一九~一 キリスト教世界を震 四ヶ月に 五. 五六 心をめ

それに対して再洗礼派やエラスムスは、

非常に平和主義

学

第八四

第一-

四号

文学部創設一二五年記念号(第一分冊

不十分なままに終わってしまった。モハーチの敗戦といたドイツの諸侯や諸都市からの軍事援助の動きは、結局 よる必死な説得がなされたものの、宗教問題を優先させ シュパイヤー帝国議会においてフェルディナント大公に らず、十分な支援を提供することができなかった。また、 は、 ハンガリー王からの再三の援軍要請にもかかわ そしてスレイマン大帝は、 を、弟のフェルディナントに委任していたのであった。 率いて西進し、ついにウィーンを包囲したが、 スブルク家との争いを口実に、一五二九年五月に大軍を 中央ヨーロッパにおけるオスマン帝国に対する防衛戦争 ハンガリー領有をめぐるハプ

なった。これ以降ハプスブルク家は、東方における対オ に「トルコ人の脅威」を極端にまで意識させることと マ帝国が直接対峙する事態を創出し、 東方の異教徒からの侵略を防いでい オスマン帝国と神聖ロ ヨーロッパの人々 1 の人々にとっては深刻な問題となっていた。しかも、活 よってもたらされた「トルコ人の脅威」は、 た。普遍的な世界帝国にまで発展したオスマン帝 ヨーロッパ

町を陥落させることはできずに同年一○月中旬に撤退

結局 一その

国

たハンガリー王国を瓦解させ、

う深刻な出来事は、

なったのである。 スマン政策という困難で重い負担を強いられることに その後、中小の貴族たちはトランシルヴァニア侯サポ ク家 は、一五二九年にはシュパイヤー帝国議会で、宗教改革 の脅威」を伝えた画家の一人であった。この頃ドイツで などによって、キリスト教の迫害者としての「トルコ人 を宣伝して、 に生産された木版画付きのビラは、「トルコ人の脅威 版印刷術の普及によって「儲け第一主義」のために大量 ~一五二八年)も、 植えつけた。当時アルブレヒト・デューラー(一四七 民衆を煽り、恐怖心・不安感・敵意などを ヨハネ黙示録に関連した版画の

護を求め、 軍事的に劣勢となったヤーノシュはスレイマン一世に庇 よって対抗国会でハンガリー王に選出された。その結果 二人の人物が同時にその王位継承権を主張して対立し、 出身のオーストリア大公フェルディナントは、諸侯に して、ラヨシュ二世の姉を妻としていたハプスブル ヤイ・ヤーノシュをハンガリー王に選んだが、それに対 その支持を得た。この時既にカール五世は

世 況になかったのである。またフランス国王フランソワー スブルク家がトルコ問題に全勢力を注ぐことができる状 の導入をめぐってカトリックとルター派が対立し、 (在位一五一五~一五四七年) は、 イタリアでの権益

○年代後半にカール五世が に同盟を結んでいた。 をめぐるカ ルル 五世との確執から、 さらに別の見方をすれ 「トルコ人の脅威」などの外 オスマン帝国と密 ば、一五二 か

果としてトルコ人は宗教改革運動に助成したのであり、 改革の進展を促進したのである。つまり、意図せざる結 軍事的攻撃に曝される危機を回避させ、この時期の宗教 の諸侯や都市が、カトリック勢力からの大規模で激し 交問題に対処する必要に迫られていたことは、ルター派

13

するための防波堤のような存在に思えたのである。 シュは、東方におけるハプスブルク家の勢力増大を抑制 にとって、 しまう可能性があったのである。また、ルター派の人々 ティズムは、 「トルコ人の脅威」がなかったならば、 、経過に決定的な影響を及ぼしたと解釈できる。 、対トルコ戦争は、広い観点から見ると、宗教改革史 トルコの 中世のカタリ派のように武力で弾圧されて 同盟者であるサーポヤイ・ヤ プロテスタン つま 1

特定の権力情勢をも考慮しなければならなかった。 に純粋に専心できたわけではなく、 注 ーマ帝国外の政治的出来事についてルターは、 福音主義的な神学者たちは、 日 1 ・ロッパ 自己の抱えていた諸問題 がト ヨーロッパにおける ルコ人によって脅 しばし 神聖

> 明を考えていた。一五二七年末には、トルコによるハンを最終的に取り除くために、トルコ戦争に対する態度表 彼は、オスマン帝国への武力抵抗を否定したという非 候の一つを見た。当時書かれた軍人に関する著作の中で、 ルターは、 威にさらされていたことを、数年来彼は意識してい モハーチの戦いという出来事の中に終末の徴

の正当性についての章を挿入したのである。 牧師に対する指示として特にトルコ人に対する防衛戦争 選帝侯領内の牧師たちに対する巡察指導書』でルターは 祈ったのである。一五二八年初頭に公刊した『ザクセン がそのような好戦的な民族を追い払ってくれるように ガリーへの新たな侵略が差し迫っていた。 ルターは、

結局その公刊は一五二九年四月にまでずれ込んだ。 につい 軍義務を想起させようとしたのかどうかについては不確 な強い意図をもって、諸侯たちに皇帝や帝国に対する従 方伯フィリップに捧げた。それによってルター ターは、『トルコ人に対する戦争について』をヘッセン で消失し、新たに書き直さなければならなかったの にその執筆を始めた。 一五二八年八月にルターは、『トルコ人に対する て』という著作の計画を明らかにし、 しかし原稿の最初の部分が印刷 同年一〇月 が、 戦

史

学

第八四

第一-

四号

文学部創設一二五年記念号

第一

ルターにとっては ことは間違いない。 たドイツ人たちの敗北主義に立ちむかうために書かれた 剣の権能を否認したとい ではあるが、 少なくともこの著作は、 この 世俗権力の役割の肯定のためには 世 う非難と、 0 権威について、人はどの程 トルコ危機に 彼が世俗権力 直 面 0 ローマを黙示思想的な娼婦と同一視し、トルコ人を神に 滞在していた時にルターは、 大軍を率いて再びハンガリー

事態は、 それ以上の諸問題を含んでいた。

するだけで十分であったが、「トルコ人の脅威」という度までこれに対して服従の義務があるのか』をただ提示

オスマン帝国による第一次ウィーン包囲が行われ

Ŧ. 二九年には、 宗教改革史の中では二つの大きな出来事 た

が生じている。まず同年四月にシュパイヤー帝国議会の

決定を不服として、プロテスタントの五つの諸 0 都市が 「抗議」を表明したことは、 重要な政治的 侯と一四 連携

月初頭には 力は共同で抗議を行ったのである。また一五二九年一〇 リック陣営の強引なやり方に対して、プロテスタント勢 行動であった。ハプスブルク家を中心とした強大なカト ルター 派と西南ドイツ諸都市とスイス改革派

ヴィングリなどの改革派の神学者たちとの間で聖餐論争 大同盟を構想したヘッセン方伯フィリップの主導に 既に一 ・ルブルクで宗教会談が開かれ、 五二九年七月にルター は トル ル ター コ人が ・はツ

> ていた。マールブルクからの帰還の途中アイゼナッハに に侵入してきたことを知

ヒルテンの黙示的な預言について聞いた。ヒルテンは フランシスコ会士ヨハ

章)と見なし、 敵対的な勢力であるゴグやマゴグ(エゼキエル書三八 ヨーロッパに対するその支配を預言した

0 コ人によるウィーン包囲の情勢について聞いて、 のであった。ルターは、一〇月一七日にトルガウでトル 一世の終末を意識したのである。この報告は、 ヴィッテ 一層こ

せ、 忘恩に対する罰が到来したかのように思われた。 駆り立てた。今や、神の言葉の冒涜に対する罰や民衆 ンベルクへの帰還後にルターを暗い気持ちへと落ち込ま 重い病気に罹ってしまったかのような精神状態 すぐに

後の対決が差し迫っていたと感じたからである。 なぜなら、 明らかにゴグやマゴグとキリストとの最 ル ター

彼は、その状況に相応しい勧告を公刊することを計画し

かについて、 いかにトルコ人がすべてのものを持ち去ってしまう 今彼らが貪欲さによって不当にも何を拒否したの 猛烈にヴィッテンベルクの 共同体に示した。

考えうる対抗措置として、

ただ改悛と祈りのみが残った

は、

0 か、 た。

のである。 <sup>[59]</sup>

彼の説教の成果に関する深い諦めの気持ちが襲っていた。 仰において克服しようとした。しかし、当時ルターには、 き続きもたらされた。ルターは、以前に著作の中で提言 オスマン帝国の第 教』という第二の著作の執筆を必要なものと見なした。 まっていたので、ルター 意を払わず、オスマン軍の撤退後に再び既に安心してし してきたように、ヴィッテンベルクでトルコの危機を信 ム教徒や教皇が行ってきた所業に関する情報提供は、 にも、改悛と祈りを止めないように促し続けた。イスラ ンベルクの共同体に対してルターは、トルコ人の撤退後 て』というダニエル書七章の註解を出版した。ヴィッテ ランヒトンが、共同で『トルコ人の瀆神と殺人につい の対立が続くと預言されているからである。ヨナスとメ 二五節以下の彼の解釈によれば、最後の審判の時までこ ることはないと考えていた。なぜなら、ダニエル書九章 感じられても、 いう知らせを聞いて、切迫した状況が少し緩和されたと (々がトルコ人に関するルターの第一の著作について注 一〇月中旬にトルコ人たちがウィーンから撤退したと ルターは「トルコ人の脅威」が解消され 一次ウィーン包囲の最中にルターは は 『トルコ人に対する軍隊説 引

> 後であった。 低いのはスレイマン大帝がその攻略を放棄した『トルコ人に対する軍隊説教』を書き始めていたが、そ

つの罰について議論し、オスマン帝国によるキリスト教のの罰について議論し、オスマン帝国によって科したい。既に彼は、一五一八年に執筆したも完全に否定した。既に彼は、一五一八年に執筆したびついていた中世ヨーロッパで支配的であった戦争観をびついては、どのような罰をも赦免することを欲しないし、またできもしない」という第五命題に関連して、六を除いては、どのような罰をも赦免することを欲しないし、またできもしない」という第五命題に関連して、六を除いては、どのような罰をも赦免することを欲しないもの罰について議論し、オスマン帝国によるキリスト教のの罰について議論し、オスマン帝国によるキリスト教のの罰について議論し、オスマン帝国によるキリスト教のの罰について議論し、オスマン帝国によるキリスト教のの罰について議論し、オスマン帝国によるキリスト教の問題による中国によるキリスト教の問題による中国によるキリスト教

とによって取り除かれることができるというような疑いきるのであり、赦免によるよりむしろほかの罰を科すこ

ではなく、

あたかもあるキリスト者が、神の答は鍵の権能によって判した。ルターは、次のように述べた。「なぜ私たちは第四罰に属するものと見なして、伝統的な聖戦思想を批世界への侵攻は、神のこらしめの罰や笞打ちの罰である

涙と祈りによってのみ取り除かれることがで

史

第八四巻

第一-

- 四号

文学部創設一二五年記念号(第一分冊

きながら、彼らに向けられた全滅の笞を避けるべく努め たようにである。そうでなければ、もし教会の最高位、 の人々が彼らの悔悛によってへりくだって自らを打ち砕 をもっているかのようにためらうのか。ちょうどニネベ 、の戦いをも指すのである。それゆえに、もはやそれ

きうるとすれば、従って彼は疫病、 あるいは最下位の司祭らが鍵の権能によってこの罰を解 戦争、暴動、 地震、

強盗、またトルコ人、タタール人、そして

ることを劣悪なキリスト者だけが無視するのである。 不信仰者を撃退するとすれば、それらが神の笞と杖であ な

である。その手のなかに私の怒りがある』と言っている アッシリアよ、それ自体私の怒りの杖であり、怒りの笞 ぜならイザヤはイザヤ書一○章(五節)に、『ああ、

ことも夢想しない。すなわち不正に対してではなく、神 なる者らとがトルコに対する戦争以外にほかのいかなる からである。ところが今教会において多くの者らと大い

を罰すると言われる。なぜなら私たちが不正を罰しない つまり、 トルコ人に対する戦争は、 神から遣わされた

しようとする。神はその杖によって、自ら私たちの不正 が不正を罰するための杖に対して戦おうとし、神に抵抗

復讐の天使に対する戦いを意味し、

それと同時に神自身

生ルターは、「トルコ人の脅威」を神の怒りとして見な て、トルコ人と戦おうとする人々を批判した。そして終 りに心を向けることなく、贖宥のための献金を手段にし 自己自身の不道徳性への悔い改めや霊的な戦いでもあ た。またルターは、自分自身の罪やそれに対する神の怒

理的否定を求めるものではなかったが、しかしながら、 ターの主張は、トルコ人に対するあらゆる防衛戦争の原 す考えを放棄することはなかった。ここで述べられたル

それをしばしばルターの敵対者も支持者もそのようなも

たことは間違いない。 ターがそのような誤解を解消する必要性を強く感じてい れるのか』の中でも言及されているように、 のとして誤解してしまったのである。『軍人もまた救わ

たちによる世俗の問題に関する越権行為に他ならず、 したのであろうか。それは、彼が十字軍の提唱は聖職

なぜルターは、異教徒に対する中世の聖戦思想を否定

の二王国論と根本的に矛盾するような暴挙であったと判 ルターは、 神の国と世俗の国を明

に分け、最後の審判まで両者とも存続すべきものと考え 断したからである。 前者は信仰に関わる霊的な国であり、 キリストのも

は真のキリスト者は極めて少数しか存在しないので、世とで聖霊によってキリスト者を創出する国である。神の思龍が支配し、それに真のキリスト者のみが服属する。それに対して世俗の国では理性、業、自然法が支配し、そこにすべての人間が属する。ルターは、この世にし、そこにすべての人間が属する。ルターは、この世にし、そこにすべての人間が属する。ルターは、この世にし、そこにすべての人間が属する。ルターは、この世に、とで聖霊によってキリスト者を創出する国であるが、後とで聖霊によってキリスト者を創出する国であるが、後とで聖霊によってキリスト者を創出する国であるが、後とで聖霊によってキリスト者を創出する国であるが、後

俗の権力によって外的に不正や犯罪を取り締まる必要性

的精神的な形成物を作ることを拒否した。 を優先的に見ていたのである。その背後には、人間の側 そして、ルターは二つの王国を結合させて、 令したりすることは、 てはならず、 力は外的なもののみに関わり、 霊的統治において剣は役に立たないのである。世俗の権 は剣を帯びず、その御国に剣を持ち込まなかったので、 ルターの信仰的な立場が存在していた。また、キリスト を全うすることはできない人間の不完全性を前提とする からの生得的な善への傾向を否定し、自己の努力では善 霊の問題に介入したり、強制的に信仰を命 君主には認められない 神の国とその統治を侵し 単一の世俗 のである。

人に対する戦争について』の中で、「このように当時以上のような二王国論に基づいて、ルターは、『トル

た。 ® な恣意によってもつれて絡み合ってはならないのであ 二王国の境界は守られておらず、その無秩序状態は教会 相互に分かれて存在すべきであり、その両者は、 常に重大な問題であり、霊的な権威と世俗の権力とは 国と霊の国を相互に混同することは、ルターにとって非 いうのである。トルコに対する十字軍のように、世俗 法規に反するほどに恥ずべきものであり、 してこの世的な職務を引き受ける事態が頻繁に見られ とした聖職者たちによる世俗の事柄への介入を批判して することを言いたてたのである」と述べて、教皇を筆 もかかわらず、今や教皇はその群れの仲間と共にキリス 抑圧され、知らされることなしにいたのである。それに であったのである。そして、世俗の公権力は暗闇の中 べてにおいて、すべてを越えて、すべてを貫いてすべ いる。ルターによれば、実際に聖職者がその職務を放棄 ト者であろうとし、しかもなお、トルコ人に対して戦争 教皇と聖職者たちは、この世においては、 神のようにす 深刻であると 独断

真剣に国民たちを守るための戦闘意欲の欠如を指摘し、贖宥状を利用した経済的な意図の存在と、生命を賭けて教皇による反トルコ十字軍という思想の中にルターは、

兀

史

学

第八四

巻

第一-四号

文学部創設一二五年記念号(第一分冊

らびに修道院学校と共に、キリスト教徒にとって守るべ 次のように述べた。「このことから教皇は、その大学な 志を持っていなかったために、 対トルコ十字軍はドイツ

えにキリストの言葉を曲解し、全世界で悪意をもって教 き命令でも掟でもないような自由な勧告を行い、それゆ る悪も我慢しようとせず、そして暴力あるいは不正を忍 しながら、それにもかかわらずトルコ人と戦い、いかな はその上キリスト者、いや最善のキリスト者であろうと え、キリスト者を欺いてきたのである。なぜなら、彼ら 宣告を受けたと解釈したのである。 がったことによって、自分がカトリック教会から有罪 ような考えがローマへの金銭の道を封鎖することに繋 なっていることに憤りを感じていた。そして彼は、この とりわけ彼は、対トルコ戦争がキリスト教的な企てに るべき改悛の気持ちなしで始められたというのである。 から金銭を徴収するための口実として利用され、本来あ

ればならないというこのキリストの言葉をもって、反論 ことなく、すべてのことを忍耐し、起こるにまかせなけ 耐しようとしないので、私は、キリスト者は悪に逆らう ルターは、実際の戦争にキリストの名を用いることに

熱心にそれを行ったのではなく、トルコとの戦争を魔法 私がローマの悪漢から欺瞞の外套を剝ぎとったために、 が有罪としたあの箇条を掲げたのである。そして彼は、 したのである。これを土台にして私は、教皇レオ一〇世 教皇たちはトルコ人と戦争したいという意味で、決して そのようなことを一層喜んで行ったのである。なぜなら、 ばれるべきものであるかのように教え唆していることで の敵としてのトルコ人に対して、キリスト者の軍隊と呼 と戦闘することを企て、まさに私たちの民族がキリスト の心を動かしたことは、キリストの名においてトルコ人 下のように述べている。「しかし、すべてを越えて、 的な人間観・社会観によって補強されている。彼は、 現実の社会の中には真のキリスト者が少ないという悲観 対してを極度に否定的な立場をとっていたが、それは

金銭をドイツの諸領邦から奪い取ったのである」と。つにとってお金が必要な時にはいつでも、贖宥状によって にとってお金が必要な時にはいつでも、 の帽子として用いて、その中で演技を行い、そして彼ら ターによれば、 教皇が真剣にトルコ人と戦う意 もせず、 キリスト者は悪に反抗せず、争わず、 ストの名に反することである。教えに反するというのは あった。これこそ、まさにキリストの教えならびにキリ 裁きもすべきではないと、 キリストが語ってい 口論もせず、復讐

ル

る」と。ここで彼は、実際には醜い意図によって起こさ とするからである。このようなことは彼らには命じられ 使命と職務を滞らせ、 もし教皇や司教たちが一緒に戦争に加わった時には、そ 辱のために用いられ、その名誉が汚されるからである。 最大の罪悪である。なぜなら、キリストの名が罪悪や恥 そして、それにもかかわらず、すべての人々がキリスト 深さを糾弾している。このように十字軍がキリストの教 によって、 れた戦争であるにもかかわらず、 ていないことであり、 もって悪魔と戦うように任命されているが、そのような えることになるからである。 人々がキリストの名に非常に大きな恥辱と不名誉とを加 れは実に特別に起こったのである。なぜなら、これらの かなるトルコ人も行わなかったほどのすべての罪 の名を身につけようとするのである。まさにこれは、 神に対してトルコ人以上に邪悪な人々がいることである。 五人のキリスト者はほぼいないことであり、また恐らく ストの名に反するとは、そのような軍隊の中には恐らく るからである(マタイによる福音書五章三九節)。 それを表面的にきれいに取り繕うことの罪 剣をもって肉と血に対して戦おう 禁ぜられてもいることなのであ 彼らは、神の言葉や祈りを 神の名を利用すること の中で キリ 61 0

> 仰の問題にのみ携わり、戦争に関与してはならないので る。しかも、キリスト教側の軍隊には、イスラム教徒以行ることに反対し、それを福音の誤用と見なしたのであ キリストの職務は、福音を取り扱い、 ために来たのであり(ヨハネによる福音書三章一七節)、 ある。キリストは人を殺すためではなく、この世を救う 極のところ、教会は剣を使用してはならず、聖職者は信 上に邪悪な人々の存在が認められるというのである。 と同じ意味で聖戦としてトルコとの戦争を実行しようと して訴えたことに対して否定的な態度をとったが、それ 時にルターは、平民たちが世俗的な不平を福音で覆い隠 勧告することを厭わなかった。かつてドイツ農民戦争 て、ルターは軍人たちに対トルコ十字軍への従軍 えと名の冒涜に他ならないので、 その実践的な帰結とし 神の霊によって人 -拒否を

うべきとした聖書の戒めを、福音的な勧告と解釈して、学では、山上の垂訓に代表される平和主義的な生活を行ための福音を説くべきだと考えていた。中世の伝統的神ための福音を説くべきだと考えていた。中世の伝統的神このようにルターは、基本的にキリスト者は戦争をすこのようにルターは、基本的にキリスト者は戦争をす

至るように援助することにある。間を罪や死から救い、この世の現実から永遠の生命へと

全キリスト教徒を拘束するものとはしなかったが、 史 学 第八四巻 第一-- 四号 文学部創設一二五年記念号(第一分冊 ル 聖職者たちには、

者に適用しようとしたのである。彼は、もしそのような ターはそのような解釈を採用せずに、それを全キリスト 教えをキリスト者が聖書から最後まで学ぼうしないのな 教、 ることを勧告するであろう」と。これは、ハンガリー王 が彼らに教え、要求するように、祈禱、 貧者の世話によって自分の務めを行い、家にとどま 聖書だけではなく、 彼ら自身の教会法 断食、

れた災禍の背後には、神の意図があるのである。ルター 領民の自由を脅かす政治的敵対者以上のものとして映っ の目にはトルコ人は、ヨーロッパの諸侯を攻撃し、その れると考えていた。そして、トルコ人によってもたらさ 傷を受けて真に悟るまでトルコの攻撃は、続けら し、それは世俗的な官職と教会の官職を分けなければな ト教徒ではありえないということを意味しないが、しか てはならないと述べたことは、政治的な権力者はキリス いる。このようにルターが教会の代理者は戦争を指揮 ラヨシュ二世が戦死したモハーチの戦いのことを指

させ、その聖徒を押しつぶそうとする脅威の存在であ であり、教会の破壊者であり、肉体を持った反キリスト 悪魔の道具としてキリストの王国を崩壊 霊的な戦いにとどめ、彼らの主要な武器を専ら祈禱書や ルターは、聖職者の役割を信仰上の敵である悪魔との

次のように記している。 聖職者が戦 0 ぜなら、教会は争いをすべきではなく、また、剣をも 掲げることを否定するために、次のように述べた。「な 聖書に限定したが、身体を使った実際の戦闘に十字架を

た。しかも、キリスト教側の敗戦の原因は、

争に関わったことにあるとして、

ていた。

つまり、トルコ人は、

キリスト教的な信仰の敵

の化身であり、

器や剣を持ち、 はすべきことが十分にあるので、皇帝あるいは諸侯たち れているものである。それゆえに、教会はやはり別の武 別の戦いを持っているのである。

私の司教たちや 私 0 戦争に介入してはならないのである。

恐らくもっと幸運に恵まれて戦うことになったであろう。 私が皇帝、王、 ・ルコ人に対して出征する際には、 あるいは諸侯であったならば、

スト者の軍隊を率いてトルコ人に対抗しなかったなら、

「そして、つい最近国王ルートヴィヒが、もし聖職者の

(彼らが誇っているところによれば) キリ

軍隊あるいは

は

なぜなら、

らないということを指したのである。

敵を持っているのであり、それは空中にいる悪魔とい

て戦うべきではないからである。教会は肉や血とは別

ているように、そこから逃げ出したい」と。これによ体であっても、目撃したら、私は、悪魔が私を追いか 者の旗あるいは十字架の旗を、たとえそれが十字架像自 て中世のキリスト教会がイスラム世界に対する基本的 ろうと言われているからである(サムエル記上一二章 一節)。 神に従順ではない時にはいかなる幸いもない 他方でまた、もし私が軍人であり、 戦場で聖職 かけ であ

学は、 常に急進的である。彼によれば、世俗的権力という毛戦場における脱走をも容認しているルターの態度は、 を用いて、 と決定的に対立していたからである。場合によっては が信仰のみによる罪からの贖いというルターの根本思想 態度としてきた十字軍思想とそれを支えてきた贖宥の神 強く否定されたのである。なぜなら、十字軍思想 信仰のための戦争を遂行することは、 世俗的権力という手段 キリス 非

疫病、 しては戦うべきものとより強く感じるようになっていた。 遣わされたものであったと認識し、そのような侵略に対 、指導というものは存在すべきではなかったのである。 <sup>(8)</sup> ひかし、その際には、決して十字軍や戦争における教会 次第にルターは、 飢饉のように、 トルコ人の攻撃が洪水、 神によって自分の民を試すために 森林火災、

トの命令に反する行為なのである。

のである。

第四章

ルターにとって正当な対トルコ

表現に見られるように、彼の内面には、キリスト者への 試みている時でも、 僕」の結びつきは、 とが混在している。このような「神の笞」と「悪魔の 教会に重大な危機を生じさせかねないネガティブな側 の敵」、「反キリスト」などの言葉に表されているように、 割を果たす側面と、「悪魔の下僕」、「悪魔の道具」、 戒めをもたらし、 するが、しかしながら、「神の笞」や「神の杖」などの 細な考察は、 に従属する存在であり、 の存在を明示している。 なおルターのトルコ人観やイスラム教理解につい 論点が拡散してしまうので、ここでは割 信仰にとって結果的にポジティブな役 ルターの中にある独特な悪魔の概 悪魔は最終的には神に奉仕している ルターにとって、 悪魔が神の計画を妨害しようと 悪魔は常に神 . ての

な 0

認したわけではなかった。彼にとってトルコによるキリ えを否定したが、 聖職者主導の聖戦として宗教的に理論づけようとする老 スト教世界への攻撃は、 このようにルターは、 しかしながら、 オスマン帝国に対する戦争を、 確かに信仰の上では神の罰とし 彼はすべての戦争を否

(第一分冊

史

学

基づいて行われている。 提唱したのである。その戦いの区別は、 して二種類の戦い、つまり霊的な戦いと肉による戦いを 体は好戦的な不当な侵略であることには疑いはなかった て把握できるものの、 ルターは、 次のように述べて、オスマン帝国に対 世俗的な視点から見れば、 彼の二王国論に それ自 たもの、つまり悪魔であったので、このような霊的な敵 トルコ人が信じている神は、キリスト教の神とは異なっ 的な戦いという色彩が強いのである。 は武力を用いたものではなく、そこでは信仰における霊 立つ人を擬人化した存在を指している。彼らの行う戦 に対しては、霊的な武器を持って戦わなければならない

ルターによれ

ので、

が、たとえ敵を打ち負かしても、あるいは負かされても、 救われた状態や神聖なる職務の中にいるためである。 していることを知らなければならない。それは、その人 狂った考えや理由を持ったりしてはいけないことを確信 自らの復讐のために落ち込んだり、あるいはその他に あろうとも、神から命令を受け、そのための正義を行 次に、トルコ人に対して戦うべき人は、それが誰 そ で 13 というのである。確かに彼は、「トルコ人の脅威」を不 ターは、次のように考えていた。「まず何よりも先に 善と共になされなければならない。その理由としてル 考えていた。それは、改悛のための信仰告白と生活の改 に対して、キリスト教徒は準備をしなくてはならないと ルコ人は悪魔の道具にすぎず、本来の敵としてのトル 正な者に対する神の笞や杖と見なしていたが、しかしト

その軍隊と共にいる最初の者でなくてはならないのであ らない。すなわち、その一人はクリスティアヌスと呼ば のような人は二人であり、しかも二人のみであらねばな 他の一人は皇帝カールである。クリスティアヌスが け は、 手から笞を取り上げねばならない。そうすればトルコ人 その主人、すなわち悪魔それ自体を打ち、そして、神 の状態になる。このことはクリスティアヌス氏がしな 悪魔の援助のない、 神の手のない、 自分自身の力だ

性の改善である。 は、まず悔い改めと神との和解であり、 霊的 な戦いにおいてクリスティアヌスに求められ それによって神の怒りをかわし、 そして自らの本 、それ る

ければならないことである」と。

る<sup>87</sup> と。

しかしこのような戦いは、すべての人によって

持った真のキリスト教徒を意味し、

福音主義的な信仰に

述べられているクリスティアヌスとは、正しい心構えを 無差別に引き受けられるべきものではなかった。ここで

ていた。そのような認識に基づいて彼は、信頼できる祈 りを行うように勧告する。ルターは、神の怒りを解消す ターは、 ヌスの悔い改めと祈りを通して、罪や不正が霊的に克服 あると考えていたのである。従って、もしクリスティア ることが、トルコとの戦いに勝利するためには不可欠で トルコ人の成功の原因の一つとなっていると明白に感じ に相応しい説教がなされなければならないのである。 この時代の社会的な不正が神の怒りを増大させ、

ル

されなければ、「トルコ人の脅威」が消滅することはな

思想の中には中世的精神との連続性が明瞭に認められる。 ・®・ ・®・ ・®・ ・®・ ・のすれば、ルターの あったのである。彼は、 場合によっては実際の武力を用いた戦闘よりも重要で ないと主張する。 それに加えてルターは、イスラムの間違った宗教性とト いて詳しく理解して、それを人々に周知させることは ルコ人の権力支配的な本質について、教えられねばなら の側の罪とを関連づけたりする精神的志向性が、 謙虚さとを因果的に結びつけたり、戦いでの敗北と人間 いというのである。このように軍隊の勝利と神の前での ルコ人との戦いにおいて霊的に武装する手段であり、 ルターにとって、コーランの内容につ イスラム教の誤謬が教皇制の中 十字軍

> ある。 (素) のでリスト教的根本的な全秩序を問題にしているというので 見れば、トルコ人は、宗教、政治組織、結婚、つまりキ というのである。それによって、どのような敵対者に対 キリストであるのと同じく、トルコ人は悪魔の僕である リストの次元に位置すると見ていた。 して霊的な戦いを行うべきかは明白である。ルターから にその対応物を持っているのであり、 つまり、 両者は同一の 教皇が 反

私たちは皇帝に関して話題にしたい。そして第一に、ト 属するものを守る責任があるのである。……これからは は、神によって定められた正式な公権力として、自身に トルコ人が彼の臣民と帝国とを攻撃するからである。彼 に誰が皇帝であろうと)皇帝カールである。なぜなら、 て戦うことに相応しいもう一人の人は、(あるいはまさ ずルターは、 君主は、神の委託において現世を統治すべきである。ま 頂点に君臨する皇帝カール五世であると考えていた。そ こに皇帝の担うべき課題があり、 にトルコ人と軍事的戦闘を行うべき存在は、 そのような精神的な戦いとは違って、 次のように記している。「トルコ人に対し 威厳があるのであり、 ルターは、 世俗権力

ルコ人に対して戦争をしようとする場合、皇帝の命令の

学

第八四巻

第一-

四号

文学部創設一二五年記念号

(第一分冊

彼の旗のもとに、そして、 彼の名のもとにその 自ら のような宗教戦争の際に、

帝が私たちの本当の支配者であり、首長であることを私 の良心を確信することができるからである。それは、 ことをすべきである。なぜなら、その時に各人は、 が確かに神の秩序への服従の中で歩んでいるという自身 皇 であったとしても、 えトルコ人の信仰がキリスト教的信仰と相容れないも

る」と。ルターの考えに、いいので、これので、これのである者は、 ルターの考えによれば、軍隊を用いた実際の戦 神に対しても不服従な者であ

たちは知っているからである。そのような場合に、

皇帝

に服従する者は、神にも服従する者であるが、しかし皇

その際に彼の臣下は、良心の義務としてカール五世に従 保護官職に相応しくトルコ人と戦うべきであり、そして 13 は、 専ら世俗的な権力の仕事であり、 皇帝は、 世俗の

撃を加えるトルコ人と戦争を行う義務があるのである。 神によって任命された公権力として、ドイツの臣民に攻 順に従う義務を持っているのである。皇帝や諸侯には、 そして、 ルターはドイツの諸侯に対して、トルコと戦う

を掲げるような尊大な精神であった。 ろ、キリスト教会を保護するための宗教戦争という口実 ら守るため ルターが鋭く拒絶したのは、 の戦争を遂行する義務や権限ではなく、 皇帝がトルコ人の攻撃か ルターは、 十字軍 むし

ために、

皇帝カー

·ル五世を助けるように強く訴えた。

して、鋭い批判を加えたのである。皇帝の義務は、たと皇帝と教皇が役割を分担して戦争に関与するやり方に対 中世で行われていたように、

キリストの名のもとでそれを暴力的

を伴う略奪行為を阻止するために、 に根絶することではない。皇帝は、トルコ人による流 世俗の統治者として

剣をもってオスマン帝国と戦うべきである。ここでは、 え世俗の支配者が異教徒であったとしても、 カトリックを支持し、プロテスタントを抑圧しようとす るカール五世の信仰上の姿勢は問題とはならない。たと ルターは臣

るいは農奴がその肉の主人に従順で忠実で謙虚で実直で 述べている。「ここでは時代に従い、ペテロやパウロの 民の従属を主張したのである。例えば、彼は次のように 言葉を守るべきである。なぜなら、彼ら二人は、

なのである」と。 熱心であるべきだと教えたからである。しかも、キリス スト者あるいは悪人であったとしても、自ら仕えるべき トに仕えるのとは異なることなく、たとえ主人が非キリ 以上のことから、 ルターにとってト

して不信心な者に対する十字軍ではなかった。 コ人に対する軍事的な戦闘は、 世俗的な課題であり、

るべきものであった。ある。それは、国家における他の課題と同様に引き受けただ皇帝や諸侯にその世俗的な保護機能を喚起すべきで

ば、それがそれ自身で神的な職務であり、飲食あるいは りするかを、大人の目で見なければならない。そうすれ 切り落とし、足を引き落としたりする点だけを見て、 狭い、素朴な子供の目であって、その目は、医者が手を 礼者ヨハネの言葉を引用する。またルターは、次のよう ついても、なぜそれが虐殺したり恐ろしいことを行った に気づかないからである。だから、軍職または剣の職に 身を救うことが問題であることを見ないか、またはそれ する点を見てはならない。なぜなら、その点を見るのは 人は、それが虐殺し、焼き払い、攻め、捕らえたりなど な論理で戦闘中の殺害行為を肯定する。「軍職において、 満足せよ」(ルカによる福音書三章一四節)と述べた洗 ウグスティヌスと同様に、兵士に対して「自分の給料で 分や職務は正しく神に認められたものであるとして、 ように見ていたのであろうか。一五二六年に執筆された 軍人もまた救われるのか』の中でルターは、軍人の身 そもそもルターは、戦争を行う軍人という職業をどの 、 全 ア

> 持っていたのである。 るだけでなく、平和を獲得するための闘争という意味をルターにとって戦争は、平和を脅かす否定的な愚行であであることが、おのずから明らかになるであろう」と。

それ自身では恐らく善かつ正しい職務また仕事でも、や ことができるのである。 おいて正しい意図を持つことが求められると考えてい 戦闘行為が肯定されるためには、軍人に対しては仕事に 神によるものであるが、後述するように、人物もそれに の身分、職務や仕事も同じことで、それ自身では正しく はり邪悪で不正なものとなりうるからである。……軍人 あるいは正しくない時には、また正しく行わない時には、 うことである。なぜなら、人または行為者が善良でなく 別は、職務と人、仕事と行為者とは別のものであるとい への忠実さを要求した。「まず第一に考えねばならぬ区 の際に彼は、軍務に従事する人に内面的な公正さや良心 での愛の行いや神のわざとして肯定したが、しかし、そ のである。よい正しい良心を持って戦う者は、よく戦う るべきである」と。つまり、ルターは、トマスと同様に、 ふさわしい、公正な人でなければならぬことが注意され このようにルターは、戦闘中の虐殺行為を、広い意味 ルターの戦争論の基本的な特質

その他の行いと同じように、この世に必要な有用なもの

学

第八四

第一-

四号

文学部創設一二五年記念号(第一分冊

の一つとして、 戦争に関わる際の個人の良心の問題を重 正戦を実行に移すため の法的権威を掲 げ 驚愕のある終わりの方が、 い驚愕よりも、 平和を獲得するための戦闘行為としての

保持のために設置されたのであり、 視している点が挙げられる。 人の処罰、信仰者の保護、平和の維持、 ることよりも、 彼にとって国家権力は その指揮のもとで行 世俗的な正義 悪 0 違いない としてのフェー

われる正しい戦争とは、不正や悪を罰し、平和と従順を

権威に敵対的な第三番目のものを否定している。(原) 事実このようなルターの議論は、 そして、手術をする医者の行為も、 を防ぐための小さな不幸であり、 従事している者が行う正しい戦争とは、より大きな不幸 得るためのものであるというのである。 は戦争などの暴力行為は国家にのみ許された権利である に対して実行する反抗という三種類に分け、特に君主の 者が下位の者に対して行う戦い、 えばルターは戦争を、①同等な者同士の争い、②上位の は君主の権威が必要であるという前提に立っていた。 大人の目で見れば正しい行為であると大胆に述べている。 や敷地、 子供の目では残酷で非キリスト教的に見えるが、 財産・名誉・平和を守るために戦うのである。 トマスと同様に正戦に 軍人は婦人や子供、 ③下位の者が上位の者 戦場における軍人の つまり、 軍務に ルター 家 例

このような彼の戦争観は、 正しいと見ていたのである。 中世で行われていた自力救済

デを否定する方向性を提示したことは間

他国を侵略し、 するための防衛戦争の場合のみに認められるのであ またトルコとの戦争は、ルターによれば、人々を保 領土を拡大するための世俗的な欲望を原

で非難したのである。『トルコ人に対する戦争に 以外の略奪戦争 因とするものは否認されている。 (Präventivkrieg) などを原理的に批判し、 (Raubkrieg) 復讐戦 つまり、 争、 彼は防衛戦 厳しい 予防 戦 0

そのような皇帝の旗や服従は、皇帝が自分の臣民を保護 者にとっての正しい良心とは何かについて知らせようと した。例えば、 て』という著作の読者に対してルターは、 彼は以下のように述べている。「次に、 軍務に携わる

事と責任を求めるべきである。 そして、皇帝の旗のもとにある人々も、 めないように、 正しく単純なものでなければならな したがって、 単純に服 陛下 (ヘッ 従の仕

する自分の職務の仕事と責任以外には純粋に別に何も求

セン方伯フィリップ)は、この単純さを次のように理解

と考えていたので、

反乱や暴動が続くような終わりのな

でもなく、福音あるいは信仰の保護者でもないからであ ないのである。なぜなら、皇帝は全キリスト教徒の首長 たてられているが、この扇動や催促は滞らさなければな 根絶すべきであると、トルコ人に対して戦うようにせき 教会の保護者や信仰の守護者として、トルコ人の信仰を 少しも私たちには幸運が与えられなかったのである。そ 対して戦うことやその戦闘を協議することにおいては、 れないからである。それゆえに、今日まで、トルコ人に 讐心やそれに類したものからは、トルコ人に対して戦わ ト教徒や信仰の最悪な敵なのである。 会が至るところで訴えているように、 る。教会や信仰は、皇帝や国王以外の保護者を持たねば の悪徳と不道徳を根拠にしていた。ところが、そうでは らないのである。そして、その扇動や警告は、トルコ人 れゆえに、皇帝や諸侯は全キリスト教徒の首長として、 自身の利益のみが求められ、正義あるいは服従は求めら ないでください。なぜなら、その中ではただ純粋に自分 財産を獲得し、国土を拡大すること、あるいは憤怒や復 たてられた理由、すなわち、彼らが大きな栄誉や称賛や してください。今日まで皇帝たちや諸侯が戦争へと駆 彼らは、 (二節) そして、そのよう が述べ、そして教 一般的に全キリス n

置かれた場合に限って認められる。このようにル 瀆神であるものを人間たちに捧げているからである」と。 的な機能を持った、 家、財産などの大切なすべてのものを奪ってしまう破壊 神によって与えられた創造の秩序から、 していたことが指摘されている。基本的に彼は、戦争は 明確に防衛戦争を容認したが、その際に自然法を根拠に をもって、強制的にしかたなく戦わざるをえない状況に 分けて、後者を激しく非難している。つまり、彼にとっ いて、正当な防衛戦争と思い上がった侵略戦争を明 るのか』の中でも、同等な者同士が戦う場合の戦争に られているにすぎない。ルターは、『軍人もまた救われ としてではなく、世俗権力の最上位にある者として認 帝がそのような防衛戦争を行う資格は、宗教的な保護者 を守ることという二つの条件でのみ認められている。 権と主導権のもとで遂行されることと、国土とその人民 つまり、トルコ人との戦争は、皇帝の名においてその主 れによって神の栄光と業に干渉し、そして、偶像礼拝 せ、より一層神を憤らせるのである。なぜなら、人がそ ての正戦は、他人から攻撃された後で、神に対する恐れ な扇動と警告によって、人はそれをただより一層悪化 好ましくない災いであると見ており 信仰、 アター

信

学 第八四巻 第一-

四号

文学部創設一二五年記念号(第一分冊

史

その悲惨さを深く認識していた。 神の名を掲げた聖戦を否定する主張は、 『トルコ人に

我慢するための準備を自発的に行うことに専心しなさい。 であることに努め、トルコ人やすべての人からの苦難を 警告してきたし、なおも警告しよう。各人はキリスト者 対する軍隊説教 の中でも見られる。「次のように私は

的抵抗は、

のもとに戦うべきではなく、あなたの世俗の支配者に戦 しかし、各人はキリスト者としてあるいはキリストの名

誓約した世俗の臣民として戦地に赴くべきである。 おいてあなたは、その支配者に生命財産をもって服従を 争を指揮させるべきである。その旗と名のもとに、 神は 肉に

あなたに対して、ローマ書一三章一節やテトスへの手紙

ために行われるべきである」と。 ちから行われるべきではなく、トルコ人に対する戦争が な課題に干渉することが許されないように、 そうであるように、土地や人民や妻子を守り、 な戦いは、財産や名誉を獲得するための出しゃばる気持 三章一節でそうあるように望まれている。特にそのよう 戦争に関わる問題において、教会が国家的 保護する

> 仰とは何の関係もなく、 る政治権力の代表者である皇帝が扱うべき事項である。 るものなのである。従って、トルコに対する政治的軍 してはならないというのである。 世俗的な課題であり、 身体的な、この 0 神聖ローマ帝国にお まり皇帝の剣 世の 事 柄 は、

そしてルターにとって、戦争の目的の中で許容されうる に対しては言葉と祈禱とをもって争うべきであるのに、 の他の動機は承認できないものであった。悪魔や不信仰 ものは、上述のように、ただ臣民の保護だけであり、そ

これまでキリスト者たちが十字軍への従軍教書や贖宥や を熱心に真剣に考えることが、 対し、自分の臣下を平和のうちに維持して保護すること されてきたことは、間違いだったのである。トルコ人に 十字軍税で、トルコ人に対して剣をとって戦うように唆 世俗権力の職務であり、

状況は、真に大きな罪を犯していることに いる者たちに対し、全力を尽くして援助や配慮をしな 他ならない

るのである。上に立つ者が、誓約と恭順の義務を負って 惨な目にあわせないように配慮する責任が神に対してあ かつ責任上の義務であり、彼らには、

臣民を甚だしく悲

護することを真剣に考えず、それが神の戒めとして強く そして、 ル ターは、 皇帝や国王や諸侯が自分の臣民を保

べきではなく、

トリック信仰の保護者として教会に関わる事柄に介入す

皇帝は、

カ

福音主義者に対する敵対的な措置に関与

は、 いかという不信感を吐露している。世俗的な権力保持者ツの臣民から金銭を搾取する企みを抱いているのではな 令は、 告知する命令が、 防衛のために権力という手段を用い、教会の保護のため て、 ように、今度は世俗権力もまた教皇の例に従って、ド と考えていた。そして彼は、教皇が対トルコ戦争や贖宥 を保護することを世俗権力に義務づけるのである。そし 求められていると思うことなく、 に霊の武器を使用する限りにおいて、神によって祝福さ ターにとってキリスト教的な軍人の行う戦争は、 を口実としてドイツ諸国から金銭を奪い取ったのと同じ ろしさを強く認識し、より真剣に戦う意志を持つべきだ 俗権力の認識の甘さを鋭く糾弾している。神の聖なる命 分自身の自由な恣意次第であると思っていると見て、 た戦いと見なされるというのである。また彼は、 ルターは諸侯に対して、トルコ人の威力と暴力の恐 自己の権力への信頼において行うべきではない。 戦争の課題を神への信頼において着手すべきであっ あるいは時間が十分にある時に行うかのように、 外部からの不正な攻撃に対して武力によって臣民 トルコ人に力なく従順に投降しようと いつかその気になった 国家の 神の

Ż

世 É

ル

リスト教的な統治だけでなく、 うな意識に立脚した強烈な終末思想があり、その徴候 界観には、 状態になっているのである」と。このようにルターの世(圏) 遠い将来のことではありえない。なぜなら、この世は終 き、助けていただかねばならない。しかし、それはそう 主イエス・キリストにその再臨を通して忠告していただ それ以上行うことができなければ、私たちは、私たちの ことのできないものは、横にしておくべきである。も ほとんどすべての者から自身に対する裏切りを受けてい 大きな障害と、国王たちや諸侯やヴェネツィア人たちや ことができるのであろうか。なぜなら、彼はそのような 時代に皇帝カールは、トルコ人に対してどのように戦う 情勢を楽観視することなく、 五世が置かれていた政治的立場の苦しさを認識し、 つまり、 わりに来てしまっているからである。ローマ帝国 るからである。その答えは次のようになる。持ち上げる んど消滅し、分裂し、 つとしてオスマン帝国の脅威が位置づけられてい ルターは、 トルコ人がもたらすものは、 現世の社会秩序が崩壊する寸前にあるかのよ トルコ人との戦いの先頭に立つべきカー かつてのユダヤ人の王国のような 次のように述べた。「この 人間を家畜同然に扱うよ 異教の信仰や非キ [はほと

するような敗北主義とは対立すると見ていた。

うな残虐さや悲惨な状態でもあった。そして、 史 学 第八四 巻 第一-四号 文学部創設一二五年記念号 この 戦 V な色彩を得たのである。例えば、 (第一分冊

が神次第なのである。ルターは、イスラム教徒とキリス 軍隊による地上での戦闘という側面だけではなく、 ト教徒との間の軍事的な衝突においては、人間の率 神の意志が横たわり、 勝とうが、 負けよう それ いた キリストは、マタイによる福音書二四章一五節で、 は、ダニエル書七章七節以下で力強く預言されてい れを最も忌まわしく行うはずである。 いる。「もう一つの暴君は、 剣をもって肉的に外 彼は次のように述べ そのことにつ 的

超人間的な諸力同士の天上での戦闘が起こっ 天使と悪魔がこの戦場で に同様のものがこれまで存在しなかったような苦難に いて語っている。それはトルコ人である。 悪魔は、 地上 世

と同時に、

ていると考えていた。つまり、

武器を交えているのである。ルターにとって歴史は 神 終わりが間近に迫っているので、前もってその二つの (霊的・肉的) によってキリスト教徒を最もひどく攻

うのである。このような終末的な状況において、全方面 史上の出来事の真の意味を把握することはできないとい と悪魔という超越的な力の宇宙的な闘争という視点から 人間の精神では歴 キリスト教徒との間での相互理解や合意形成のための橋 に違いないのである」と。ルター自身がイスラム教徒とし、私たちが天国に飛び立つ前に、正式な別れを告げる

見るべきものであり、

さもなければ、

から脅かされているキリストの教会は、救済の日の到来

の中により強く表れている。彼は、その著作

優れた方策を実行することはできないのであった。 を祈ることによって天使の勝利に助力すること以上に、 そのようなルターの終末思想は、『トルコ人に対する する巨大な専制国家であるだけでなく、 な彼の終末観は、時と共により一層加速されたのである。 ルターにとってオスマン帝国は、 好戦的な暴君が君 終末の時に登

渡しをすることを既に諦めていたので、このような深刻

と共に良心を喚起し、拳を挙げて戒めたのである。彼は ダニエル書七章で描かれていた四つの世界帝国のビジョ をそれ自体として理解する道を妨げていた。 が既に第四の 最後の世界帝国であったので、 口 l ル ター -マ帝

した反キリスト教的権力であり、そのことがイスラム

ンを根底に据えて、その第一部の議論を展開した。 トルコ危機に関するルター の判断は、 終末的 らず、 とってトルコ人は、 口 ] マ帝国の歴史内部の最後のエピソードにすぎ 巨大な勢力を持っていたにもかかわ

によって、

ことは、まさに当を得た偉大な言葉である。つまり、 その人は殉教者のように正しい事柄のために死んだと見 世俗的な戦いとして行うことを考えていた。その際にル として見ていたにもかかわらず、依然として彼はトルコ れを告げることが相応しい。むしろ、ダニエルが述べた されていた。『トルコ人に対する軍隊説教』の中で、 ターは、もし一人のキリスト教徒が命を落としたならば、 に対する戦争をキリスト教的な十字軍としてではなく、 ルターは、教皇と並んでトルコ人を神の最後の敵の一つ しめているのではなく、戦いとあらゆる力をもって攻撃 ルコ人は、他の皇帝たちのように、個々の聖徒たちを苦 魔が私たちの主イエス・キリストによき満ちあふれた別 ターは次のように述べている。「この世の終わりに、 ニエル書の中で歴史の最終局面にいることが浮き彫りに 確な日付を設定することが不可能であったとしても、 意されていると考えられていた。たとえそれに関する正 そしてこの第四の帝国の終わりは、 聖徒たちを打ち負かそうとしているのである」と。 独立した固有の時代の支配者とは見なされなかった。 神の審判によって用 ŀ 悪 ル ダ

ことはできるものの、永遠の生命を脅かすことはできな ではないが、 歴史の終わりから見れば、 いので、既に敗北していると見ていた。彼の心の中では 為によっても苛立たせられることはないというのである。 えに鼓舞され、 リスト教徒は、終末の戦いに参与しているという意識 彼らに要求したならば、彼らは従順な臣民のように従 キリストに対するだけではなく、皇帝や私たちの公権力 今キリスト者も行うべきである。なぜなら、トルコ人は 順で忠実な臣民として見なされたのである。そのように 彼らは正しいキリスト者としてだけではなく、敬虔で従 ルターは、トルコ人は殺人によって現世的な生命を奪う 危険にさらし、異教徒による女性や子供に対する残虐行 に対する敵や暴君でもあるからである。もし公権力が今 上に殴り殺された者は、純粋な聖徒となったのである。 打撃を加えるべきである」と。 しかしもはや世俗内的な解決が成立しえな ひるまずにトルコ人に対して自分の命を 戦闘なのであった。 確かに対トルコ戦争は十字軍 ルターによれば、

おわりに

13

ような終末的な対決・

ターの戦争観は、 教会と関わる霊的統治と国家によ ていた。そして、次のような彼の主張は、

戦争の世俗性

う観点からは、

複雑な表現を含んでいる。「それ以

ル

学

第八四

巻

第一-

四号

文学部創設一二五年記念号

第

分冊

る世

をもたらし、 よって、 俗的統治という二王国 中世で流布していた聖戦論や十字軍思想の否定 戦争の世俗化が進展するための理論上の重 一の役割を明確化することに 決し らは、

導き出され、その秩序に対する従属において実行される の緊急の戦争とされた。 俗権力によって主導されるべき、 てキリストの名のもとに行われるべき聖戦ではなく、 要な契機を生み出した。トルコ人との戦闘行為は 戦争は、 世俗の王国の秩序から 国土や領民を守るため 世

的根拠を奪い、 ものであった。つまり、 である。それと同時に彼は、 定し、軍事的行為は専ら世俗権力の管轄のものとしたの 否定し、これまでの聖戦としての宗教戦争を根底から否 教皇などの聖職者による戦争への関与を ルターは戦争から聖書的な直接 対トルコ十字軍を口実に

軍と罪の赦免との関係の完全な断絶をもたらし、 本的に矛盾するものであった。 や善行による救済と結びついた中世の十字軍思想とは根 刻な罪認識に依拠した、ルターの信仰義認論は、 をも否定し、 て、教会が悔い改めの実践の代用物としていた贖宥献金 て理論上 戦争を利用した経済的搾取を弾劾した。 一の聖俗の分離を革命的に推し進め、 これによって彼は、 戦争観 贖宥状 十字 軍事 深

的

に戦うことは皇帝などの世俗君主の仕事としたのであ

世

の軍務に携わる「戦う人」

である騎士の文化との

世俗的な論拠に限定され、 違和感を覚えるほどの過激な表現にもかかわらず、 それに伴い開戦の理由 敵を攻撃する際に用いた、現代人から見れ 一今回分析したルターの著作 は、 国土と人民の防衛とい 明 Š

限の増大に寄与したことは間違いない。そして、 うための思想的根拠を提供し、 よって、教会の経済的収入源や軍事的影響力を大幅に奪 者の役割を内面に関わる霊的な問題に限定することに とはできなかった。このようなルターの戦争観は、 ○年に作成されたルター派の『アウクスブルク信仰告 に侵略戦争を肯定するような好戦的な思想を導き出 結果として領邦国 五三 [家の 聖職

洗礼派との差異が明記されている。白』の第一六条でも、正戦が肯定され、 ただし、そのようにルターによって厳しく批判され 平和主義的 な再

戦いに従事していた「祈る人」としての修道士の文化と、 たと考えるのは早計であろう。 十字軍思想が、中世の人々の戦争観において典型的 的な判断を行うための十分な情報を得ていないので、彼 のであったのかどうかについては、 戦争観が中世的な発想からの完全な断絶の上に成立 中 世に 現在の段階では学術 お て、 神的

0

この教父の平和倫理や戦争観との関係も指摘されている。中には、アウグスティヌスの名前が複数確認できる上に、 それに加えてルターの残した対オスマン帝国関係文書の 際には、 のであって、 的 中からあまり明白には確認できなかった。ルター アウグスティヌスの事例と比較すれば、 ターの戦争観との間に類似している部分が認められる。 権力中心に開戦権を承認している点などにおいて、 を見出すことは困 戦争論から十字軍を明確に積極的に肯定するような論理 たものであったことは間違い て全般的に拒否的な姿勢を示してい な対応が求められる。 を創出することはなかったので、 ルターとトマスとの問 0 る。 『な状況の中で必要に迫られて、 -が多様で複雑な要素を有していた可能性があると思わ 関連性を主張する研究があるように、 ºのであったことは間違いない。それにもかかわら、トマスのものとは基本的に異なった方向性を目指 史料としての性質の違いを考慮した上での慎重 トマスのように戦争に関する体系的な教義 私が調べた範囲では、 函難であり、 「図図」 しかも、 この思想的関係については、 特に世俗的権威を持った公 中 戦争について言及した 両者の思想を比較する 世のスコラ哲学に対 アウグスティヌスの それにもかかわらず たルター 戦争論における 中世の戦争観 の社会教説 - は具体 史料の ル 自

> しい意図)と重なる部分が多い。戦争論に関三にの条件(①君主の権威、②正当な原因 事態となった。その要因は、より詳細に検討する必要が 後約百年以上もの 提供したにもかかわらず、三〇年戦争が終わるまで、 分析は、今後の研究課題としたい。 した類似の志向性が認められるのかどうかという問 た教会型 結果としてルターの戦争観は、 いて、トレルチの類型に基づいて、 しかし、 (Kirchentypus) の社会教説には、 ルター が戦争の世俗化のための明確 1 戦争論に関する限 マスの提 世俗権力と結びつ 示した正戦 理 ほぼ な理 由 共通 ŋ (3) を

悪魔であったのである。 もたらされた神の笞や怒りの杖であると見なしてい を嘆いて、「トルコ人の脅威」を、 世界観に依拠して、 開した。彼にとって地上におけるすべての戦争の たわけではなく、 あるが、ルター 志を見ていることなどにおいて、 つまりルターは、 の戦争観の中にも部分的に隠され 宗教的な色彩を強く残した戦争論を展 オスマン帝国との戦争の背後に神の意 間ヨーロッパでは宗教戦争が多発する 現実世界に悪徳が蔓延している状況 特に彼は、 完全に戦争を世 不正を罰するために 切迫した終末論的 れている。 元凶 俗化 以

従ってルター

は

オスマン帝国との戦い

に勝利するめに

は、

軍事的

な戦略や戦力、あるいはそれを支える経済力

史

学

(第一分冊

ŋ 彼は、 動領域に属していたのである。このようにルターが異教 方が必要であると考えていた。また、彼にとって平和と専心し、心から真に悔い改め、神を味方につけることの 中世の戦争観との連続性が部分的に垣間見られる。 徒との戦争に宗教的意味を見出そうとする点におい むしろ十字軍に代わる終末的な最終戦争として位置づけ は純粋な世俗的事柄以上のものであり、本質的に神の行 も重視したのである。つまり、 霊的な内面 などの世俗 事柄に属する防衛戦争と見なしていたというよりは ル 世俗の軍略的な観点以上に、情熱をもって祈りに ターがトルコ人との戦争を、近代的な意味で世俗 |的戦いの中での罪の克服という信仰の問題を 的視点だけではなく、 戦争の勝者となるために 祈禱と悔い改めによる つま て、

囲に関わる史料を実証的に分析する必要がある。さらに<sup>(B)</sup> 観を持っていたのか、そして彼らは、宗教改革者たちの 想だけではなく、一六世紀の民衆たちがどのような戦 考察する必要がある。 家の形成に対してどのような影響を与えたのかについ 観が、世俗の問題に関わる教皇の権威の弱体化と主権 ることが求められる。そして、このようなルター 教改革期との連続面と断絶面をより鮮明に浮き彫りにす は、中世の人々が抱いていた様々な戦争観を考察し、 人の戦争観、とりわけオスマン帝国の第一次ウィーン包 ては、まず他の戦争とのルターとの関わりを明らかにす 争観について考察してきたが、 戦争観からどのような影響を受けたのかについて明らか ン、フッテン、エラスムスなどの他の宗教改革者や知識 ることが挙げられる。また、ツヴィングリ、メランヒト 最終的にはそのような知識 今後考察すべき課題とし 人の思 0

以上のように、一五二〇年代後半に現れたルターの戦かったと思われる。似したものとして誤解されてしまった可能性は非常に高似したものとして誤解されてしまった可能性は非常に高いたために、過去のカトリックの聖戦論的な教えと類人々にとって、簡単には理解できない複雑な論理を含ん

ていたと考える方がより自然であろう。このような二王

「論に基づいたルターの戦争論は、

実際に当時の多くの

にしたい。

註

(a) Hermann Kunst, Martin Luther und der Krieg. Eine historische Betrachtung, Stuttgart 1968; Josef Plösch, Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther, Inaugural-Dissertation zur Erlangung des Dokorgrades an der

philosophischen Fakultät der Karl-Franzens-Universität in Graz 1955, S.166-183. 蝶野立彦『一六世紀ドイツにおける宗教紛争と言論統制―神学者たちの言論活動と皇市・諸侯・都市―』(彩流社、二〇一四年、六〇頁、一四五〜一五一頁)。

- (2) Martin Luther, Die Zirkulardisputation über das ツ近世の社会と教会』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、一 諒一「ルターの『皇帝に対する武力抵抗権』」(同『ドイ Hamburg Jahrgang 1, Heft 5), Hamburg 1984, S.19; 水田 Joachim Jungius-Gesellschaft der Wissenschaften e.V. Dezember 1983 (Berichte aus den Sitzungen der ungerechten Krieg: vorgelegt in der Sitzung am 2. Nr.679.1, S.323-324; WA TR 1, Nr.679.4, S.325-326; WA 版ルター全集の表記についてはWAと略す);WATR1 Recht des Widerstands gegen den Kaiser (9.Mai 1539) Karl Dietrich Erdmann, Luther über den gerechten und WA TR 2, Nr.2666a, S.593; WA TR 3, Nr.3810, S.631-632. TR 1, Nr.679.5, S.326-327; WA TR 2, Nr.2285a, S.404-405 39.Bd. 2.Abteilung, Weimar 1932(以下、ヴァイマール in: D.Martin Luthers Werke. Kritische Gesamtausgabe ·四〇頁)。
- (3) WA 51, S.577-625. Vgl. Hermann Lamparter. Luthers Stellung zum Türkenkrieg. München 1940, S.10. なおルターが「トルコ人の脅威」に関係した文書を書いたのは、一五二九~一五三〇年と一五四一~一五四三年という二つの時期に集中していた。Vgl. David Sukwon Choi.

Martin Luther's Response to the Turkish Threat: Continuity and Contrast with the Medieval Commentators Riccoldo da Monte Croce and Nicholas of Cusa, PhD. Dissertation Princeton Theological Seminary 2003, S.13, S.156.

Karl-Heinz Bernhardt, Luther und der Islams, in: Stand Scharfe Ausserungen blieben glücklicherweise ohne S.131-151; Nicolaus Heutger, Luther und der Islam Luther, in: Trierer Theologische Zeitschrift 103-2 (1994) mann, Der Islam in Verständnis und Kritik bei Martin S.180-193; ebenda 64-4 (1974), S.275-291; Ludwig Hage and the Turks," in: The Muslim World 64-3 (1974) schichte Bd.80), Göttingen 2008; Egil Grislis, "Luther 1546) (Quellen und Forschungen zur Reformationsgezum Türken- und Islambild Martin Luthers (1515. Ehmann, Luther, Türken und Islam: eine Untersuchung Reformationsgeschichte 47-2 (1956), S.145-160; Johannes ther and the Turks, 1519-1529," in: Archiv füi Weltwirkung, Göttingen 2004; Harvey Buchanan, "Luther zwischen den Kulturen. Zeitgenossenschaft zum Islam, in: Hans Medick / Peer Schmidt (Hgg.), Lu coran gesehen Latinisch ..." Gedanken Martin Luthers S.87-91; Hartmut Bobzins, "Aber itzt ... hab ich den Alpunkt 11 (1983), S.263-265, S.328-330; ebenda 12 (1984) Nachwirkung, in: Luther Monatsblatt 22 (1983); ders 例えば、次のような文献などが残されている。Vgl

(15) O. Albrecht, Eine Kriegspredigt aus Luthers Schrift

ten (Volksschriften zum großen Krieg 6), Verlag des

Evangelischen Bundes 1915.

- in: Helmar Junghans (Hg.), Leben und Werk Martin Lu-S.154-157; Rudolf Mau, Luthers Stellung zu den Türken ther und die Türken, in: Die Christliche Welt 30 (1916) und Geistesgeschichte 35 (1983); Wilhelm Jannasch, Lu-
- thers von 1526 bis 1546: Festgabe zu seinem 500. Ge-6 lung des Vereins für innere Mission Nürnberg), Nürnberg 1916. Hermann Steinlein, Luther und der Krieg (Buchhand
- ( $\sim$ ) Lamparter, Luthers Stellung zum Türkenkrieg, a.a.O.; schrift 6 (1952), Stuttgart, S.2-12, S.24-30, S.41-45 ders., Krieg und Frieden im Urteil Luthers, in: Für Ar beit und Besinnung, kirchliche theologische Halbmonats
- 8 krieg, Gießen 1940. Richard Lind, Luthers Stellung zum Kreuz- und Türken

28-1 (2002), S.54-63; J. Paul Rajashekar, "Luther and Is-

(1990), S.174-191; Gordon Rupp, "Luther against the lam: An Asian Perspective," in: Luther-Jahrbuch 57 S.647-662; ebenda Bd.2, S.956-966; Jonathan Naumann,

"Luther, Lutherans, and Islam," in: Concordia Journal

burtstag in Auftrag des theologischen Arbeitskreis für

Reformationsgeschichte Forschung Bd.1, Göttingen 1983

- $(\circ)$  Plösch, Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Lu ther, a.a.O.
- 10 Kunst, Martin Luther und der Krieg, a.a.C
- 11 ungerechten Krieg, a.a.O. Karl Dietrich Erdmann, Luther über den gerechten und

mon, "Luther's Attitude toward Islam," in: The Muslim Quincentenary, 1483-1983, Oxford 1983, S.256-273; G. Si-Seven-Headed Luther: Essays in Commemoration of a Pope, the Turk, and the Devil," in: Peter Brooks (Hg.),

- rechte" Krieg, in: Luther 65, Göttingen 1995. müller / Wilhelm Kühlman (Hgg.), Europa und die Türken in der Renaissance, Tübingen 2000, S.9-27. Martin Brecht, Luther und die Türken, in: Bodo Guth-Andreas Pawlas, Luther und der sogenannte "ge-
- in Sixteenth-Century Polemics and Apologetics (History of Christian-Muslim Relations Vol.8), Leiden / Bostor Adam S. Francisco, Martin Luther and Islam. A Study
- 二六一~二八〇頁)。 『ユーラシア諸宗教の関係史論』勉誠出版、二〇一〇年、 ツ語圏に見られるトルコ人・ユダヤ人観」(深沢克己編

des, in: Leo Stern / Max Steinmetz (Hgg.), 450 Jahre

thers Geschichtsauffassung im Spiegel seines Türkenbil-Literature 39-3 (1923), S.218-220; Günther Vogler, Lu-Islam," in: American Journal of Semitic Languages and World 21 (1931), S.257-262; Henry Smith, "Luther and

Reformation, Berlin 1967, S.118-127; 森田安一「近世ドイ

- (5) Gregory Miller, "Fighting Like a Christian: The Ottoman Advance and the Development of Luther's Doctrine of Just War," in: David Whitford (Hg.), Caritas et Reformatio: Essays on Church and Society in Honor of Carter Lindberg, St.Louis 2002, S.41-57; ders, "Luther on the Turks and Islam," in: Lutheran Quarterly 14 (2000), S.79-97.
- (4) Volker Stümke, Das Friedensverständnis Martin Luthers. Grundlagen und Anwendungsbereiche seiner politischen Ethik (Theologie und Frieden Bd.34), Stuttgart 2007
- 社大学文化学会)』五八、二〇〇九年)。 社大学文化学会)』五八、二〇〇九年)。
- (19) 山内進編著『「正しい戦争」という思想』(勁草書房、(19) 山内進編著『「正しい戦争」という思想』(勁草書房、
- an, "Luther and the Turks, 1519-1529," a.a.O., S.146-148. 文献もベイントンの分類を踏襲している。Vgl. Buchan-リスト者』(新教出版社、一九六三年、五~七頁)。次の リスト者』(新教出版社、一九六三年、五~七頁)。次の リスト者』(新教出版社、一九六三年、五~七頁)。次の

Richard Hordern, Geschichte der Theorie des gerechten Kriegs aus lutherischer Perspektive, in: Götz Planer-Friedrich (Hg.), Frieden und Bekenntnis. Die Lehre vom gerechten Krieg im lutherischen Bekenntnis (Abteilung für Theologie und Studien Lutherischer Weltbund), Genf 1991, S.99-123.

- (a) Plösch, Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther, a.a.O., S.124, S.130, S.142.
- 軍隊・戦争観(上)」(『西洋史学』二一、一九五四年)。五年、三三八~三四一頁)。秀村欣二「古代キリスト教の「「同伴者」イエス―小論・講演集―』新地書房、一九八計)、荒井献「初期キリスト教における非戦の思想」(同
- War: A Contribution to the History of Christian Attitude to War: A Contribution to the History of Christian Ethics, London 1919, S.51-58, S.78-84, S.113-116, S.124-128, S.139, S.157-160, S.256, 木寺廉太『古代キリスト教と平和主義―教父たちの戦争・軍隊・平和観―』(立教大学出版会、二〇四年)。室根郁男「テルトゥリアヌスの『ローマ帝国軍隊』論―ローマ帝国史との接点―」(『基督教学』二四、一九八二年、五六〜七〇頁)。久山道彦「オリゲネスにおける戦争倫理学―古代キリスト教における宗教的生の一井リスト教の戦争観については、ミラノ勅令を目安にして二つに区分する見方の他に、五段階、つまり①新しいて二つに区分する見方の他に、五段階、つまり①新しいて二つに区分する見方の他に、五段階、つまり①新しいて二つに区分する見方の他に、五段階、つまり①新しいて二つに区分する見方の他に、五段階、つまり①新しい大同体の形成期、②使徒教父から三世紀前半のオリゲネスまで、③三世紀半ばから四世紀初頭のディオクレティスまで、③三世紀半ばから四世紀初頭のディオクレティスまで、③三世紀半ばから四世紀初頭のディオクレティスまで、3

九八八年、一九三~二〇四頁)。 著/小阪康治訳『古代のキリスト教と軍隊』(教文館、一 時代に分ける見解もある。Vgl. ジョン・ヘルジランド他 ビウスの時代、⑤アンブロシウスとアウグスティヌスの アヌスの迫害期まで、④コンスタンティヌス帝とエウセ

- ্র) Pawlas, Luther und der sogenannte "gerechte" Krieg a.a.O., S.110; 木寺、前掲 『古代キリスト教と平和主義』 一
- der gerechte Krieg. Eine ethisch-staatsphilosophische Un-例えば次の文献などを参照。Andrea Keller, Cicero und Luther, a.a.O., S.79-81. なお、キケロの戦争論については、 Plösch, Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin
- tersuchung, (Theologie und Frieden Bd.43), Stuttgart

(26) アウグスティヌスの戦争観に関する原典史料としては、 II, 2), Turnholti: Brepols 1970, I, 1-5, S.211-218; Contra rum. Series Latina XXIX, Aurelii Augustini Opera pars 次の箇所を参照。De libero arbitrio (Corpus Christiano-

Bonifacium), Ep. 189 (Ad Bonifacium), Ep. 220 (Ac in: Corpus scriptorum ecclesiasticorum latinorum vol Bonifacium), *Ep.*229 (Ad Darium), in: *Corpus scripto* III, Vindobonae: F. Tempsky, 1904, S.126-148; *Ep.*185 (Ad XXXXIIII, S. Aureli Augustini Operum, Sectio II, pars 1891, XXII, 74-79, S.671-682; *Ep.*138 (Ad Marcellinum), vol. XXV, Sect. VI, pars I), Vindobonae: F. Tempsky Faustum (Corpus scriptorum ecclesiasticorum latinorum

> unt Bernardus Dombart et Alfonsus Kalb, Turnhout XLVII, Aurelii Augustini Opera pars XIV, 1, curaver ensis De civitate Dei, Corpus Christianorum series latina Garnier 1841, S.1385-1393; Augustinus Episcopus Hippon sus completus, series latina prior, tomus 38), Parisiis: episcopi opera omnia, tomus 5, pars 1 (Patrologiae cur-498; Sermo 302, in: Sancti Aurelii Augusini Hipponensis York / London 1961), S.1-44, S.131-137, S.431-441, S.497 Tempsky, 1911 (Johnson Reprint Corporation: New gustini Operum, Sectio II, pars IV, Vindobonae: F rum ecclesiasticorum latinorum vol. LVII, S. Aureli Au-

siasticorum latinorum vol. XXVIII, pars II), Vindobo-ティヌスの戦争論」(『中世思想研究』通号二七、一九八 書房、二〇〇六年)。フランシスコ・ペレス「アウグス 然法―」(山内進編著『「正しい戦争」という思想』勁草 nae: F. Tempsky, 1895, VI, 10, S.428-429. Vgl. 荻野弘之 um in Heptateuchum libri VII (Corpus scriptorum eccle S.780-781, S.812-813; Sancti Aureli Augustini Quaestion 「キリスト教の正戦論―アウグスティヌスの聖書解釈と自

S.101-102, S.110-111, S.578, S.671-672, S.675-682, S.696-701

13, XIX, 7, 12-14, 26-28, XX, 1-2, XXI, 15, XXII, 6, S.70-71

Brepols Publishers n.v. 2003, III, 9, IV, 4-5, 14-15, XVII

- リック総合文化誌)』通号三〇、一九五一年、一二頁)。 近山金次「アウグスティヌスの戦争論」(『世紀(カト
- Timo J. Weissenberg, Die Freidenslehre des Augusti

- nus. Theologische Grundlagen und ethische Entfallung. Stuttgart 2005, S.44-45, S.146-154.
- (2) Plösch, Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther, a.a.O., S.86, S.91; 荻野、前掲「キリスト教の正戦 論」一四○頁。ペレス、前掲「アウグスティヌスの戦争 論」三六~三八頁。
- 三六七~三六八頁)。 (『アウグスティヌスの政治思想』未来社、一九八五年、(『アウグスティヌスの政治思想』未来社、一九八五年、
- (31) グラティアヌスの正戦論については、次の文献などを参照。伊藤不二男「グラティアヌス『教会法』における一当戦争論の特色―国際法学説史研究―」(『法政研究』ニ六・二、一九五九年)。測倫彦「いわゆるグラーティアヌスの正戦論については、次の文献などを(『比較法史研究』 ーー、二〇〇三年)。
- Luther, a.a.O., S.83, S.89, 柴田平三郎「トマス・アクィナスの正戦論」(『独協法学』八五、二〇一一年、四二頁)。在かにアウグスティヌスと教皇グレゴリウス一世によって、教会内部の純化のための異端者に対する戦争や、キリストの信仰を国外に伝道するための戦争という聖戦思想の二つの基盤が創出されたが、それらを後の十字軍思想の二つの基盤が創出されたが、それらを後の十字軍思想の本質的な要素と見なすことは危険であり、むしろそれぞれが全く異なる思想的系列に属すると判断すべきである。あるいは、アウグスティヌスから聖戦思想の本質的な要素と見なすことは危険であり、むしろそれぞれが全く異なる思想的系列に属すると判断すべきである。あるいは、アウグスティヌスから聖戦思想を導きある。あるいは、アウグスティヌスから聖戦思想を導きある。あるいは、アウグスティヌスから聖戦思想を導きある。とgl. Carl Erd-

- mann, Die Entstehung des Kreuzzugsgedenkens, Darmstadt 1974, S.8, S.27: Heinz-Günther Stobbe, Religion, Gewalt und Krieg. Eine Einführung, (Theologie und Frieden Bd.40), Stuttgart 2010, S.215.
- (3) Weissenberg, Die Freidenslehre des Augustinus, a.a.O., S.161.
- (34) 山内進『十字軍の思想』(ちくま新書、二〇〇三年)
- (35) 同上、八四頁。
- (%) Lind, Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg, aa.O., S.11.
- (37) ジャン・リシャール著/宮松浩憲訳『十字軍の歴史』 (法政大学出版局、二〇〇四年、五七~六二頁)。八塚春 ・ジョティシュキー著/森田安一訳『十字軍の歴史』 ・日本放送出版協会、二〇〇八年、三三頁)。八塚春 ・ジョティシュキー著/宮松浩憲訳『十字軍の精神』 ・(刀水書房、二〇一三年、一五~三九頁)。
- 8) Carl Erdmann, Die Entstehung des Kreuzzugsgedenkens, a.a.O., S.296-306.
- (%) Ebenda, S.307-317; Jonathan Riley-Smith, The First Crusade and the Idea of Crusading, New York 1986, S.4-5 S.18-21, S.39.
- S. Thomae Aquinatis Doctoris Angelici Summa Theologiae. Cura et studio Sac.Petri Caramello. Cum textu ex recensione Leonina, pars secunda secundae. Torino: Marietti 1962, II-II, q.40, a.1, a.2, a.3, a.4, S.206-211. Vgl. -

第八四巻

第一-四号 文学部創設一二五年記念号(第一分冊

『神学大全一七』(創文社、一九九七年、七八~九二頁)。 ス・アクィナス著/大鹿一正監訳・大森正樹・小沢孝訳

共通善と人間性との相関性を創出する論理空間―」(『東 山崎達也「トマス・アクィナスにおける正戦の論理-

- 42) トマスが正戦論を執筆する際に、フランスやシチリア 洋哲学研究所紀要』一八、二〇〇二年、一八四~一八五
- ethik im theologischen Kontext der Summa Theologiae ドイツではフェーデによる混乱が続いていたことを考慮 Thomas von Aquin und der gerechte Krieg. Friedens の沈静化が進展していたのに対して、中央権力の脆弱な でルイ九世やフリードリヒ二世の努力によって武力紛争 していたと推定されている。Vgl. Gerhard Beestermöller
- Ebenda, S.26, S.57-63, S.89, S.224-231.

(Theologie und Frieden Bd.4), Köln 1990, S.96

- よる十字軍遠征があるとも推定されている。またトマス トマスが正戦論を唱えた歴史的背景には、ルイ九世に 柴田、前掲「トマス・アクィナスの正戦論」三六頁。
- S.183-184; Harry Gmür, Thomas von Aquino und dei und der gerechte Krieg, a.a.O., S.79, S.98, S.145, S.173-175 軍などの宗教戦争を完全に否定する立場を見出すことは である。Vgl. Beestermöller, Thomas von Aquin

und der Renaissance Bd.51, Leipzig / Berlin 1933, S.20-28 Krieg, in: Beiträge zur Kulturgeschichte des Mittelalters 皇帝側に不正があると見ていたので、彼の思想から十字 は、フリードリヒ二世と教皇との間の争いに対しては、

- 版、二〇一二年、一六一頁)。 S.67; 土井健司 『キリスト教は戦争好きか』 (朝日新聞出 柴田、前掲「トマス・アクィナスの正戦論」一五~一
- (47) 松尾佳枝「ラス・カサスの戦争論―国際法思想史の 九頁、三六頁
- 考察—」(『亜細亜法学』第一八巻第二号、一九八三年)。 不二男『スアレスの国際法理論』(有斐閣、一九五七年) マンカ学派―』(名古屋大學出版会、二〇〇九年)。伊藤 松森奈津子『野蛮から秩序へ―インディアス問題とサラ 一五二~二五一頁)。ホセ・ヨンパルト「ビトリアの正当
- 二~一〇八頁)。その主な史料のドイツ語訳は、次の文献 伝統」(『国際法外交雑誌』五九(四)、一九六○年、 沢田和夫「トマス・アクイナスの正戦論と近世自然法の 戦争の理論」(『中世思想研究』第四八号、二〇〇六年)。
- ジャン・カルヴァン著/渡辺信夫訳『キリスト教綱要

Spätscholastik (Theologie und Frieden Bd.27), Stuttgart

Quellensammlung zur politischen Ethik der Spanischen Joachim Stüben (Hgg.), Kann Krieg erlaubt sein? Eine に収録されている。Heinz-Gerhard Justenhoven /

- Ⅳ/四』(新教出版社、一九六五年、二四五~二四七頁)。 館、一九九二年、九三~九四頁、二一五~二四七頁、二 出村彰他訳『宗教改革著作集第八巻―再洗礼派―』(教文 七三~三五三頁)。デシデリウス・エラスムス著/箕輪三
- 郎訳『平和の訴え』(岩波書店、一九六一年)。 南塚信吾編『世界各国史一五―ドナウ・ヨーロッパ 史

49

- 大学出版会、一九九二年、三五~八一頁)。ロー著/濱田正美訳『スレイマン大帝とその時代』(法政一』(山川出版社、一九九九年、九八頁)。アンドレ・ク
- (%) Stephen Fischer-Galati, "Ottoman Imperialism and the Lutheran Struggle for Recognition in Germany. 1520-1529," in: *Church History* 23 (1954), S.48, S.55-58, ders., *Ottoman Imperialism and German Protestantism 1521-1555*, Cambridge: Harvard University Press 1959.
- 「政治」の発明―』(講談社、二〇一〇年)。
- (52) Peter H. Meurer / Günter Schilder, Die Wandkarte des Türkenzugs 1529 von Johann Haselberg und Christoph Zell, in: Wiener Geschichtsblätter 65 (2010), S.23: 稲野強「一六世紀における『トルコ人像』の形成について―『第一次ウィーン包囲』を描いた木版画を手掛かりに―」(『群馬県立女子大学紀要』二三、二〇〇二年、一三五頁)。田中英道「デューラーとルター、イスラム世界一その『黙示録』版画研究―」(『美術史学(東北大学大学院文学研究科美学美術史研究室)』二四、二〇〇三年、学元文学研究科美学美術史研究室)』二四、二〇〇三年、一五三頁)。
- (23) Kenneth Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril," in: *Balkan Studies* 3 (1962), S.133-136, Lamparter, *Luthers Stellung zum Türkenkrieg*, a.a.O., S.7. Choi, *Martin Luther's Response to the Turkish Threat*, a.a.O., S.3. Adolph Kappus, Das Jahr 1529. Die Türken vor Wien

- und Luther, in: Die Wartburg 28 (1929), S.395; Stephen Fischer-Galati, "The Protestant Reformation and Islam," in: Abraham Ascher / Tibor Halasi-Kun / Béla Kiraly (Hgg.), The Mutual Effects of the Islamic and Judeo-Christian Worlds: The East European Pattern, New York 1979, S.58-60.
- hene Auflage, Stuttgart 1990, S.350. マウの研究のように、トルコ人に対するルターの対応を、①対トルコ十字軍に代わって悔い改めを説く初期の立場(一五一八~一五二六年)、②対トルコ戦争に対して明確な発言をした時期(一五二八~一五二九年)、③トルコ人を終末論的な敵として強く意識した時期(一五二九年)、④福音とイスラム道徳の違いから、万物の終末に直面して悔い改めを勧告した時期(一五二九~一五四一年)、⑤コーランの理解にりの違いから、万物の終末に直面して悔い改めを勧告した時期(一五二九~一五四一年)、⑥コーランの理解に努め、それに対する反駁を行った時期(一五四二~一五四三年)という五つの時期に分ける見方があるが、さらにより詳細な区分も存在する。Vgl. Mau. Luthers Stellung zu den Türken, aa.O., Bd.1, S.647-662, Ehmann, Luther, Türken und Islam, a.a.O.
- (5) WA 19, S.662.
- (15) WA 26, S.228-229. Vgl. Francisco, Martin Luther and Islam, a.a.O., S.74.
- 5) Kunst, Martin Luther und der Krieg, a.a.O., S.27-28
- (%) WA 11, S.245-280.
- Brecht, Martin Luther 2. Bd., a.a.O., S.352-353; Choi,

第八四巻

Martin Luther's Response to the Turkish Threat, a.a.O., S.94; John T. Baldwin, "Luther's Eschatological Appraisal of the Turkish Threat in Eine Heerpredigt wider den Türken," in: Andrews University Seminary Studies 33

und Islam, in: *Zwingliana* 10-6 (1956), S.362; Hagemann, Der Islam in Verständnis und Kritik bei Martin Luther, a.a.O., S.139.

(1995), S.194-196; Rudolf Pfister, Reformation, Türken,

- (6) Brecht, Martin Luther 2. Bd., a.a.O., S.353.
- (豆) WA 30/2, S.149-159; Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril," a.a.O., S.152.
- (3) Erwin Mühlhaupt, Luthers Denken über Frieden und Gewalt, in: *Luther* 41, Göttingen 1971, S.21; Brecht, Luther und die Türken, a.a.O., S.10. 対トルコ戦争に対する
- TR 2, Nr.1728, S.195. (3) Rajashekar, "Luther and Islam: An Asian Perspective," a.a.O., S.181.

〔65〕 WA 19, S.662. エラスムスもそのような誤解をした一

人であり、それに纏わる研究が残されている。Vgl.

Christoph J. Steppich, "Erasmus and the Alleged 'dogma Lutheri' Concerning War against the Turks," in: *Luther-jahrbuch* 78 (2011), S.205-250. (%) WA 11, S.251-252. Vgl. Lind, *Luthers Stellung zum* 

- の政治思想─その生成と構造─』(早稲田大学出版部、二帝に対する武力抵抗権』」一~四○頁。木部尚志『ルターー』(創文社、一九七七年)。永田、前掲「ルターの『皇神学とその社会教説の基礎構造─二世界統治説の研究神学とその社会教説の基礎構造─二世界統治説の研究
- 本仁作「ルッター政治思想研究序説(一)(二)」(『法と屋大學法政論集』九九、一九八四年、五○~九六頁)。坂屋大學法政論集』九九、一九八四年、五○~九六頁)。坂の政治思想―その生成と構造―』(早稲田大学出版部、二の政治思想―その生成と構造―』(早稲田大学出版部、二
- 三年)。 成瀬治「ルターと国家権力」(『日本の神学』二、一九六成瀬治「一・二、一九六〇年、一三・一、一九六二年)。
- (6) WA 30/2, S.109 (8) WA 30/2, S.112
- (②) Lamparter, Luthers Stellung zum Türkenkrieg, a.a.O.,
- S.75, S.79-80. (©) WA 30/2, S.110
- (云) Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril," a.a.O. S.149.
- <sup>52</sup>) WA 30/2, S.111
- S.78: Choi, Martin Luther's Response to the Turkish Threat, a.a.O., S.85-88.
- (4) Karl Holl, Luthers Anschauungen über Evangelium Krieg und Aufgabe der Kirche im Lichte des Weltkrieges, in: ders., Gesammelte Aufsätze zur Kirchengeschichte III, Tübingen 1928, S.151.

- WA 30/2, S.111-112
- a.a.O., S.116. Pawlas, Luther und der sogenannte "gerechte" Krieg
- WA 30/2, S.113
- S.8, S.12. Lamparter, Luthers Stellung zum Türkenkrieg, a.a.O.,
- WA 30/2, S.114
- WA 30/2, S.115
- WA 30/2, S.114-115
- ラーム」五〇頁。 ungerechten Krieg, a.a.O., S.21; 宮庄、前掲「ルターとイス Karl Dietrich Erdmann, Luther über den gerechten und
- (S) Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril," a.a.O., S.141.
- (8) ルターに見られるような、トルコ人の存在がキリスト 「トーマス・ミュンツァーのトルコ人像」(『京都教育大学 軍・ユダヤ人―』(林道舎、一九九三年)。田中真造 含んでいる。Vgl. 羽田功『洗礼か死か―ルター・十字 S.268. またそれと関連して、次の文献も興味深い内容を Writings on the Turks," in: Lutherjahrbuch 71 (2004) は一七世紀中頃まで存続した。Vgl. John Tonkin, "Luther's 紀要』九五、一九九九年)。 者の罪に対する神からの罰という見方は、ヨーロッパで
- mann, Der Islam in Verständnis und Kritik bei Martir Turks," in: Church History 14-4 (1945), S.261; Hage-George W. Forell, "Luther and the War against the

coran gesehen Latinisch ...," a.a.O., S.268 ish Threat, a.a.O.; Bobzins, "Aber itzt ... hab ich den Al 50 Vgl. Choi, Martin Luther's Response to the Turk ○年)の著作から、主に獲得していたことが指摘されて コルド・ダ・モンテ・クローチェ(一二四三頃~一三二 ンツェ出身のドミニコ会士で中東での滞在経験のあるリ ラウス・クザーヌス(一四〇一~一四六四年)とフィレ る情報を、ブリクセン司教や枢機卿を務めた神学者ニコ Luther, a.a.O., S.134-140. 当時ルターはイスラム教に関す

- Ehmann, Luther, Türken und Islam, a.a.O., S.275, S.290
- 87 WA 30/2, S.116.
- Grislis, "Luther and the Turks", a.a.O., S.182
- 88
- 89 90 Miller, "Luther on the Turks and Islam," a.a.O., S.79-宮庄、前掲「ルターとイスラーム」五四頁。
- 91 WA 30/2, S.116
- 92 Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril," a.a.O., S.161
- 93 リシャール、前掲『十字軍の精神』三〇頁、三四頁。
- und Kritik des Islam, in: Neue Zeitschrift für Syste matische Theologie und Religionsphilosophie 27 (1985) Hartmut Bobzins, Martin Luthers Beitrag zur Kenntnis
- Bd., a.a.O., S.351 WA 30/2, S.117-127. Vgl. Brecht, Martin Luther 2.
- a.a.O., S.45 Lind, Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg

第八四巻

a.a.O., S.62; Setton, "Lutheranism and the Turkish Peril," Lind, Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg

108

WA 30/2, S.130

Bobzins, Martin Luthers Beitrag zur Kenntnis und

Kritik des Islam, a.a.O., S.268.

- (a.a.0., Lamparter, Luthers Stellung zum Türkenkrieg, a.a.0., a.a.O., S.258. S.74, S.82; Simon, "Luther's Attitude toward Islam,"
- WA 30/2, S.193
- WA 19, S.626-627. Vgl. 『ルター著作集第一集第七巻』 Ep. 189, a.a.O., S.134
- (聖文舎、一九六六年、五五六頁)。このような医学的な
- が推定されている。Vgl. Walter Köhler, Zu Luthers 教』での一○章三四節に関する解釈と関係していること 比喩は、クリュソストモスの『マタイによる福音書説
- Schrift "Ob Kriegsleute auch in seligem Stande sein können," in: Theologische Blätter 15 (1936), S.263.
- えていた。Vgl. WA TR 3, Nr.3562, S.414. WA 19, S.632-633. Vgl. Kunst, Martin Luther und der

真に勇敢な軍人は論争を好まない寡黙な人物であると考

WA 19, S.624. なお『卓上語録』によるとルターは、

den, in: Lutherische Monatshefte 1983, S.514 sein." Luthers Gedanken zu Aufruhr, Krieg und Frie Krieg, a.a.O., S.18-19 Gerhard Müller, "Niemand soll sein eigener Richter

- 107 Lamparter, Krieg und Frieden im Urteil Luthers, a.a.O.
- Kunst, Martin Luther und der Krieg, a.a.O., S.30
- Mühlhaupt, Luthers Denken über Frieden und Gewalt
- Luther's Response to the Turkish Threat, a.a.O., S.92: rechten und ungerechten Krieg, a.a.O., S.14; Choi, Martin a.a.O., S.31; Karl Dietrich Erdmann, Luther über den ge
- (\exists) WA 19, S.645, S.648, S.651; Lamparter, Luthers Stellung 二〇〇三年、一三九頁)。 ルートヴィッヒ・ハーゲマン著/八巻和彦・矢内義顕訳 『キリスト教とイスラーム―対話への歩み―』(知泉書館
- (\(\)) Plösch, Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin zum Türkenkrieg, a.a.O., S.90.
- Luther, a.a.O., S.145.
- WA TR 4, Nr.4352, S.249-251. WA TR 1, Nr.282, S.118; WA TR 2, Nr.1941, S.267-268; WA 30/2, S.173-174
- 115 WA 30/2, S.131

114

Brecht, Luther und die Türken, a.a.O., S.15.

- 117 116 WA 30/2, S.145 WA 30/2, S.132
- 119 118 WA 30/2, S.144 WA 30/2, S.143
- 120 WA 30/2, S.148
- Baldwin, "Luther's Eschatological Appraisal of the Turk-

- ish Threat in *Eine Heerpredigt wider den Türken,*" a.a.O. S.191.
- Lamparter, Luthers Stellung zum Türkenkrieg, a.a.O., S 65-66
- 23) WA 30/2, S.162
- (☒) Karl-Hermann Kandler, Luther und der Koran, in: Luther 64-1 (1993), S.8.
- 頁。 (25) ハーゲマン、前掲『キリスト教とイスラーム』一五九
- (26) WA 30/2, S.175.
- (至) WA 30/2, S.180. Vgl. Choi, Martin Luther's Response to the Turkish Threat, a.a.O., S.99-100.
- (≅) Brecht, *Martin Luther 2.* Bd., a.a.O., S.353.
- Lind, Luthers Stellung zum Kreuz- und Türkenkrieg, a.a.O., S.67. なお十字軍思想がいつ終焉を迎えたのかについては、研究者の間で見解が分かれ、一般的には一六世がナポレオンによって占領された一七九八年までその運がナポレオンによって占領された一七九八年までその運動が続いたと考えている。Vgl. Riley-Smith, The First Crusade and the Idea of Crusading, a.a.O., S.8.
- (30) ただし、ルターの正戦論に懲罰的な復讐戦争を容認す 引に 思わ れる。Vgl. Plösch, Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin Luther, a.a.O., S.161-163.
- 二年、四五頁)。その解釈については次の文献を参照。(3) 信条集専門委員会訳『一致信条書』(聖文舎、一九八

- Vgl. Planer-Friedrich (Hg.), Frieden und Bekenntnis.
  Die Lehre vom gerechten Krieg im lutherischen Bekenntnis, a.a.O.
- 橋論叢』九二・六、一九八四年)。 る初期『中世平和運動』―ハインリッヒ四世期―」(『一 ける―』(創文社、一九七五年)。土浪博「ドイツにおけ 二〇〇九年)。ベルンハルト・テップァー著/渡部治雄訳 —』LITHON、二○○八年、七七~九七頁)。若曽根健治 教文化研究所編『平和の思想―キリスト教からの再考察 ヨーロッパにおける『神の平和』」(藤女子大学キリスト 海大学文明研究所)』一九、一九九五年)。渡邉浩「中世 十字軍思想の一断面―」(『バルカン・小アジア研究(東 六号、二〇一〇年)。都甲裕文「改革教皇座とビザンツー 録における平和と十字軍の言説―」(『歴史と文化』第四 人「帝国としての『キリスト教国』―普遍教会会議決議 奪の法観念史』(東京大学出版会、一九九三年)。櫻井康 文献としては、次のものなどが挙げられる。山内進 二〇一四年)。その他に中世の戦争観に関する邦語の研究 訳『中世の戦争と修道院文化の形成』(法政大学出版局 『ウァフェーデの研究―ドイツ刑事法史考―』(多賀出版 『民衆と教会―フランスの初期「神の平和」運動時代にお キャサリン・アレン・スミス著/井本晌二・山下陽子
- 戦場で無実な人を直接意図的に殺害することを禁じるアGewalt und Krieg. Eine Einführung. a.a.O., S.212. なお、致については、次の箇所を参照。Vgl. Stobbe, Religion, アウグスティヌスの戦争観と十字軍思想との間の不一

第一-四号 文学部創設一二五年記念号(第一分冊 四六二(四六二)

史

第八四巻

- 否定できない。Vgl. Beestermöller, Thomas von Aquin ヴィトリアにおいて両者の思想が合流したと見なす見解 不可侵の原則を堅持する騎士のエートスとを分けて考え ウグスティヌス・トマス的な伝統と、非戦闘員に対する なお上述のように、トマスと十字軍との関係は a.a.O., S.967. Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen 三つの類型については、以下の箇所を参照。Troeltsch "Fighting Like a Christian," a.a.O., S.48. なおトレルチの 事行動についての見方にも認められる。Vgl. Miller
- und der gerechte Krieg. Friedensethik im theologischen (至) Lamparter, Krieg und Frieden im Urteil Luthers, a.a.O.,
- 139 Choi, Martin Luther's Response to the Turkish
- Threat, a.a.O., S.159 して戦闘の正当化を導き出していない点において、中世 なお、ルターの戦争観は、直接的な神の命令を根拠に

(語) WA 30/2, S.110, S.123, S.124; Plösch, Die Lehre vom

Kontext der Summa Theologiae, a.a.O., S.152-155, S.173

- a.a.O., S.115. ్లో Pawlas, Luther und der sogenannte "gerechte" Krieg の神学あるいはミュンツァーの思想とは大きく異なって
- (量) Johannes Wallmann, Luthers Stellung zu Judentum und Islam, in: Luther 57-2 (1986), S.56.
- 発した要因の一部を明らかにした邦語の研究が公刊され る宣伝のために用いられた言説を分析し、宗教戦争が勃 シュマルカルデン戦争期におけるプロテスタント側によ Dissertation Boston University 1994, S.299-300. なお

Islam in German Pamphlet Literature, 1520-1545, PhD

Gregory Miller, Holy War and Holy Terror: Views of

formation, Türken, und Islam, a.a.O., S.345-375; Emidio 紛争と言論統制』一六〇~一八二頁。 例えば次の文献などは参考になる。Vgl. Pfister, Re

ている。Vgl. 蝶野、前掲『一六世紀ドイツにおける宗教

Stümke, Das Friedensverständnis Martin Luthers, a.a.O. gerechten Kriege bei Martin Luther, a.a.O., S.138-139. a.a.O., S.24-25. また両者の間の差異は、異教徒に対する軍 mann, Luther über den gerechten und ungerechten Krieg 争へと発展する余地が残されている点で、両者の戦争観 争を根拠づける視点が乏しく、懲罰戦争としての攻撃戦 摘しつつも、後者には、自然法から導き出された防衛戦 係についても、ルターとトマスの相似点が指摘されている。 S.13; Plösch, Die Lehre vom gerechten Kriege bei Martin eltsch, 1.Bd.), Aalen 1961, S.13. chen und Gruppen (Gesammelte Schriften von Ernst Tro の微妙な違いを指摘している。Vgl. Karl Dietrich Erd Vgl. ebenda, S.37. Luther, a.a.O., S.106, S.111, S.131, S.163. 国家とその国民との関 Miller, "Fighting Like a Christian," a.a.O., S.44 Ernst Troeltsch, Die Soziallehren der christlichen Kir エルトマンは、ルターとトマスの戦争観の類似点を指

Campi, "Early Reformed Attitudes towards Islam," in: Theological Review of Near East School of Theology 31

(2010), S.131-151.

四六三 (四六三)